

令和6年 第2回定例会

# 南種子町議会会議録

令和6年 6月 6日 開会

令和6年 6月 14日 閉会

南種子町議会

## 令和6年第2回南種子町議会定例会会議録目次

### 第1号（6月6日）（木曜日）

1. 開 会	4
1. 開 議	4
1. 日程第1 会議録署名議員の指名	4
1. 日程第2 会期の決定	4
1. 日程第3 議長諸報告	4
1. 日程第4 町長行政報告	5
1. 日程第5 提案理由の説明	8
町長説明	8
1. 日程第6 一般質問	9
9番 濱田一徳君	9
1. 農林水産設備の利用状況について	
2. 青年団活動への積極的な支援について	
3. 自宅介護者への援助について	
1. 休 憩	24
8番 上園和信君	24
1. 包括連携協定について	
2. 広聴活動の推進について	
3. 熱中症特別警戒アラートの運用について	
1. 休 憩	36
4番 福島照男君	36
1. 燃料費の本土並み価格実現への取り組み	
2. リサイクル電化製品の本土までの海上輸送費助成について	
3. 移設予定の特産品開発センターの運用計画	
3番 平島 強君	46
1. 独居高齢者のサポート対策について	
2. 空き家対策について	
3. 南種子町にショッピングセンターの新設を	
1. 休 憩	50
2番 野首久教君	51
1. ロケット輸送経路の道路整備について	

2. 観光地に向かう道路の草刈り作業について	
3. 南種子町町民歌の普及について	
1. 散 会	61

**第2号（6月14日）（金曜日）**

1. 開 議	64
1. 日程第1 報告第2号 令和5年度南種子町繰越明許費繰越計算書	64
書	64
総務課長説明	64
質疑	64
4番 福島照男君	64
1. 日程第2 議案第31号 南種子町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例制定について	65
福祉事務所長説明	66
質疑	67
4番 福島照男君	67
8番 上園和信君	68
9番 濱田一徳君	69
討論	71
採決	71
1. 日程第3 閉会中の継続調査の申し出	71
採決	71
1. 日程第4 議員派遣	72
採決	72
1. 休 憩	72
1. 追加日程第1 発言取消し申し出	72
採決	72
1. 閉 会	72

令和6年第2回南種子町議会定例会会期日程

6月6日開会～6月14日閉会 会期9日間

月	日	曜	日 程	備 考
6	6	木	本 会 議 (開 会)	1. 議長諸報告 2. 町長行政報告 3. 提案理由の説明 4. 一般質問 (5名)
	7	金	休 会	
	8	⊕	休 会	
	9	⊕	休 会	
	10	月	休 会	
	11	火	休 会	
	12	水	休 会	
	13	木	休 会	
	14	金	本 会 議 (閉 会)  委 員 会	1. 議案審議 (1)報告 1件 (報告第2号) (2)条例 1件 (議案第31号) 2. 閉会中継続調査 (所管事務調査) 3. 議員派遣 4. 発言取消し申し出  広報編集委員会

# 令和6年第2回南種子町議会定例会

第 1 日

令和6年6月6日

令和6年第2回南種子町議会定例会会議録  
令和6年6月6日（木曜日） 午前10時開議

1. 議事日程（第1号）

- 開会の宣告
- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議長諸報告
- 日程第4 町長行政報告
- 日程第5 提案理由の説明
- 日程第6 一般質問

2. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり

3. 出席議員（10名）

1番	川内田 行 博 君	2番	野 首 久 教 君
3番	平 畠 強 君	4番	福 島 照 男 君
5番	名 越 多喜子 さん	6番	柳 田 博 君
7番	大 崎 照 男 君	8番	上 園 和 信 君
9番	濱 田 一 徳 君	10番	塩 釜 俊 朗 君

4. 欠席議員（0名）

5. 出席事務局職員

局 長 園 田 一 浩 君 書 記 砂 坂 英 明 君

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した当局職員の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	小 園 裕 康 君	副 町 長	小 脇 隆 則 君
教 育 長	菊 永 俊 郎 君	総務課長兼 選挙管理委員会 事務局 長	羽 生 裕 幸 君
会計管理者 兼会計課長	河 野 美 樹 さん	企 画 課 長	木 田 美 幸 君

くらし保健課長	外園 幸喜 君	福祉事務所長	鮫島 幸紀 君
税務課長	西村 一広 君	総合農政課長	山田 直樹 君
建設課長	河野 容規 君	水道課長	河野 和昭 君
保育園長	才川 いずみ さん	教育委員会管理課長兼 給食センター所長	松山 砂夫 君
教育委員会 社会教育課長	濱田 伸一 君	農業委員会 事務局 局長	羽生 幸一 君

△ 開 会 午前10時00分

---

## 開 議

- 議長（塩釜俊朗君） ただいまから令和6年第2回南種子町議会定例会を開会します。  
これから本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、お手元の日程表のとおりであります。  
質疑・質問については、議会会議規則及び議員申合せ事項など、ルールを厳守し、  
簡潔明瞭をお願いをいたします。執行部の答弁についても、要点を絞ってお願いを  
いたします。議会運営に御協力をお願いをいたします。
- 

### 日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（塩釜俊朗君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、5番、名越多喜子さん、  
6番、柳田 博君を指名します。
- 

### 日程第2 会期の決定

- 議長（塩釜俊朗君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。  
お諮りします。本定例会の会期は、本日6月6日から6月14日までの9日間にし  
たいと思います。御異議ありませんか。  
[「異議なし」と呼ぶ者あり]  
○議長（塩釜俊朗君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日6月6日から14  
日の9日間に決定しました。
- 

### 日程第3 議長諸報告

- 議長（塩釜俊朗君） 日程第3、議長諸報告を行います。  
報告書をお手元に配付しておりますが、要点について局長から説明させます。  
局長。  
○事務局長（園田一浩君） 御報告申し上げます。  
お手元に議長報告書を配付してございますので、お目通しいただきたいと思いま  
す。  
監査結果報告書でございますが、例月出納検査報告書の令和6年2月分から令和  
6年4月分までを配付しております。  
次に、各種行事・業務及び動静については、令和6年3月6日から6月5日まで  
の分について列記しておりますが、その主なものについて御報告いたします。



この期間の議長会関係及びその他の会議、研修会等がありますが、令和6年度熊毛郡町議会議長会定期総会が令和6年5月8日に開催をされ、令和5年度事業報告及び決算の承認と令和6年度事業計画及び予算を原案可決いたしました。

同日、県離島振興町村議会議長研修会が開催をされ、「農林水産業の稼ぐ力の向上について」の講演を拝聴したところであります。

翌日、5月9日午前中に、県町村議会議長会臨時総会がホテルウエルビューかごしまで開催され、任期満了による役員選任が行われ、令和6年度、7年度の2年間、熊毛郡町議会議長会会長であります中種子町議会議長迫田修三氏が、県町村議会議長会会長に就任をされました。

午後より、同会場において令和6年度町村議会議員研修会が開催をされ、全議員が出席し、2名の方の講演を拝聴したところであります。

以上で報告を終わります。

○議長（塩釜俊朗君） これで議長報告を終わります。

---

#### 日程第4 町長行政報告

○議長（塩釜俊朗君） 日程第4、行政報告を行います。

町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） それでは、行政報告3件について申し上げます。

まず1件目は、官民共同による南種子町「宇宙のまち」奨学金制度、仮称でありますけれども、これの新設について御報告をいたします。

現在、南種子町においては、南種子町と地元の賛同企業、金融機関である鹿児島相互信用金庫の3者が連携をし、地元の子どもたちが高校や大学、専門学校等を卒業後、南種子町に就職・定住したいという子どもたちを応援をし、そして地元リーダーとして活躍してほしいとの願いを込めて、今年度の卒業生から対象とした新たな奨学金制度の構築に現在取り組んでいるところであります。

この南種子町「宇宙のまち」奨学金制度の主な内容は、本町と協定を結んだ金融機関であります鹿児島相互信用金庫において、宇宙のまち奨学ローンを申し込んでいただき、利息分については進学を支援するため、南種子町に戻ってきたかどうかにかかわらず、その年度分に支払った額を翌年度に補填をするものであります。

また、元金分については、卒業後、5年から10年以内を現在想定をしております調整中でありまして、南種子町に戻ってきた場合には、その翌年度から10年間かけて補填をいたします。

補填の割合は、行政が3分の2、さらに賛同企業に就職した場合は3分の1を賛同企業が負担をする仕組みとなっております、賛同企業が行政と一緒に地元の子

どもたちを応援することで、持続可能な形での制度化を目指す内容となっております。

また、高校・大学等在学中には、町が行う宇宙のまち奨学プログラムに登録することにより、奨学金制度を利用した学生との情報共有や交流を図ることとしております。

現在、ただいま説明をした内容で協議調整をしているところでありますが、今後9月頃をめどに具体的に要綱の内容等制度構築が調整決定された場合には、議会へも情報提供を行いたいと考えておりますので、議員各位の御理解、御協力をよろしくお願い申し上げます。

次に、報告の2件目ではありますが、本町の抱える地域課題を解決をするために、本町の現状と課題という形で近況をファイリングをいたしまして、4月の11日及び5月22日に森山 裕自民党総務会長に、そして5月の30日と31日には、地元選出の県議会議員の松里やすひろ議長、日高 滋県議会議員を町議会議長と一緒に訪問いたしまして実情を報告をいたしまして、課題について要望をしてきたところでございます。

主な案件として、4点御報告をさせていただきます。

まず要請の1点目は、本町における子ども医療費の窓口負担無償化への本町の取組についてございまして、現在子ども医療費助成制度においては、課税世帯・非課税世帯を問わず、未就学児まで医療費の現物給付を行っておりませんのは、全国で鹿児島県だけとなっている現状の中で、本県は多くの県民の署名を受け、令和7年度開始を目指して取組を開始したということで伺っております。そして、令和6年度には子ども政策局まで新設をして、関係政策の報道発表がなされたところがあります。

そこで、本町においても県の制度改正に向けて、全ての子どもについて医療機関窓口での医療費無償化「窓口負担ゼロ」を行う方向で、子どもたちが安心して受診できるようにするため、町内の医療機関と連携をし、鹿児島県の制度改正に先駆け、本年8月診療分より町内の医療機関等に限り、課税世帯等の子ども等についても現物給付とする制度改正を行うこととしたところであります。

本町における今回の制度改正においては、全ての子どもを平等に対象とするため、重度心身障害者医療費助成制度及びひとり親家庭医療費助成制度対象の子どもにおいても同様に、家庭負担を軽減するための現物給付方式で助成を行うこととしておりますけれども、県においては、この町の取組、取扱いが県の両制度の補助対象にはならないとの後退する子ども政策の内容の回答がありました。県、町のどの制度を選択適用するかは、あくまでも市町村の判断であるとのことでありました。

新たな県の財源支出もなく、これまで同様の県の制度適用の要望でございましたけれども、本当に支援の必要な世帯の負担増につながっていくんだということについて、子ども政策局担当課には、この要望の内容について要望後の回答においても全く理解をしていただけなかったところでございます。

本町としては、町内の子どもを障害の有無やひとり親などの世帯状況により差別することはできないとする基本的な考え方から、国が進める子ども政策の趣旨を鑑み、町内の全ての子どもたちを平等に取り扱うため、子ども医療費助成事業において全ての子どもを対象とした助成を行うよう、本定例会に関連する条例改正案の提出をお願いをしているところであります。

詳細内容については、議案審議において御説明をいたしますので、よろしくお願いを申し上げます。

要請の2点目でございますが、島間港のブリの稚魚モジャコの間育てにおける島間港内のこの港内環境の悪化による稚魚のへい死等被害の現状を報告をいたしてきております。県は、できないできないではなく今後の問題解決のために、島間港の管理者である鹿児島県が先頭に立って、県漁連や関係漁協の要望にしっかり向き合い対策を講じていただくよう、強く要請をしてきたところでございます。

要請の3点目は、県下圏域の中で熊毛圏域だけが県立病院はありません。そして熊毛への地域枠の県派遣医師の配置については、西之表市の民間病院と産婦人科医院だけであり、これまでの再三にわたる要望をもってしても種子島南部医療圏を支える自治体病院である公立種子島病院へは、私が町長に就任後5年間、いまだ何の支援もなく実現をされていない状況であります。

国民皆保険の中では、医療は平等に受けられるとされておりますが、県民として平等に受けられる体制整備を放棄しているのではないかと云々ざるを得ないなど、この県の医師確保対策に疑問を呈し、強くこの現状を両県議にも説明し、要望をしてきたところでございます。

要請の4点目は、離島へき地の教職員のへき地手当支給に係る問題点についてであります。

鹿児島県は多くの離島へき地を有する中で、法律において教職員に支払われるへき地手当が住居地ではなく勤務地となっておりますけれども、税金の二重投資のような住居地からの通勤手当支給の矛盾などが見受けられ、教職員住宅をそれぞれの町において準備をしても入居してもらえない、県内自治体のこの苦境、そして本町の現状を報告し、改善を求めてきたところでございます。

以上4点が要請、要望でございます。

次に、報告の3件目でございます。令和5年度産さとうきびの生産状況について、

種子島全体の栽培面積は2,316ヘクタール、前年対比99%で製糖工場の受入期間は11月29日から4月19日までの124日間となり、種子島全体の生産量は14万1,589トン、前年比92%となりました。

生育状況につきましては、春先から天候には恵まれ平年並みで推移をしておりましてけれども、8月に襲来した台風6号により葉部裂傷や折損等が見られ、一部成長が停滞し生育の遅れが見られたところでございます。

種子島管内の平均単収は6,115キロ、前年比92%で前年度を下回りましたが、品質面において平均糖度は13.48度と基準糖度帯を上回る結果となったところであります。

本町の生産状況は、栽培者179戸で461ヘクタールの栽培に取り組み、平均単収は5,242キロ、平均糖度は13.28度で、管内同様基準糖度を確保することができました。

トン当たりの平均価格は原料代7,517円、交付金1万6,257円を合わせて2万3,774円で、10アール当たりの生産額は12万4,623円、本町のさとうきび生産額は5億7,395万8,000円となり、前年度を約3,800万円下回ったところであります。

減収の要因は、台風6号の影響による生育の遅れと、新品種「はるのおうぎ」が約6割まで面積拡大をする中、サビ病が発生をし、品質収量に影響を与えたことが要因なのではないかと考えられます。

さとうきびは、土地利用型作物で本町を支える重要な作物であります。今後さらにさとうきび生産振興を図るため、堆肥や土壌改良資材を活用した地力増進対策、肥培管理・病虫害対策など国のさとうきび生産向上緊急支援事業等をフル活用いたしまして、持続的に栽培できますように各施策を講じ、関係機関一体となった取組で農業所得向上に努めてまいりたいと思っております。

以上、御報告を申し上げます。

○議長（塩釜俊朗君） これで行政報告を終わります。

## 日程第5 提案理由の説明

○議長（塩釜俊朗君） 日程第5、町長提出の報告第2号及び議案第31号について、提案理由の説明を求めます。町長、小園裕康君。

[小園裕康町長登壇]

○町長（小園裕康君） それでは、提案理由について御説明を申し上げます。

今期定例会に提案いたしました案件は、報告案件1件、条例案件1件の計2件でございます。

それでは、報告案件から順次、要約して御説明を申し上げます。

報告第2号は、令和5年度南種子町繰越明許費繰越計算書でございます。

これは、個人情報管理規程整備支援業務委託ほか27件の事業でございまして、繰越額の確定に伴う報告でございます。

次に、条例案件について御説明を申し上げます。

議案第31号は、南種子町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例制定についてでございまして、新課税世帯・非課税世帯にかかわらず、町内全ての子どもについて、町内の医療機関等における保険給付に係る一部負担について、窓口負担の無償化を行うため、所要の改正を行うものでございます。

以上、議案の説明を終わりますが、各議案の詳細につきましては、議案審議の折に担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議方お願い申し上げます。

---

## 日程第6 一般質問

○議長（塩釜俊朗君） 日程第6、一般質問を行います。

質問の順番、内容については、お配りしております一般質問通告書により行います。

それでは、順番に発言を許します。

初めに、濱田一徳君。

[濱田一徳君登壇]

○9番（濱田一徳君） おはようございます。本日は5人一般質問に立つということで、早速私の一般質問に入らせていただきたいと思います。

まず、1点目の農林水産設備の利用状況についてということで質問をいたします。一昨年初めの再編交付金で購入した急速凍結機の利用状況についてお尋ねいたします。

急速凍結機は1分間にマイナス20度まで急速冷凍できるとのことから、新鮮な農産物を市場に出荷できる販路の拡大等にも大いに期待できるなどとのことから、一昨年防衛省の最初の再編交付金で購入した機械ですが、購入後1年が経過しますが、その利用状況についてお伺いいたします。

まず、どのような農産物に利用されているのか。何人の人が利用しているのか。電気代などはおおむねどのくらいかかっているのか。利用するにはどういう手続が必要なのか、回答をお願いいたします。

○議長（塩釜俊朗君） 町長、小園裕康君。

[小園裕康町長登壇]

○町長（小園裕康君） 濱田議員の御質問にお答えをいたします。

急速凍結機につきましては、令和5年3月に再編交付金を活用し購入をしております。現在トンミー市場のほうに設置をしております。

これまでタケノコやそしてまた一般的にテレビでも報道されておりますように、すしであったり鮮魚であったり、いろいろなものを調査、試験を取り組んだところがあります。中にこれと同様のものを小型化で民間の方で持っておられる方もおりました、いろいろ意見交換もさせておりますが、この急速凍結機を使うに当たり、マイナス20度まで急速凍結をしますので、それに対応した冷凍庫がやはりないと、通常の冷凍庫に入れるとやっぱりちょっと劣化があるんだというふうな話もちょっと伺ったところでありまして、このようなことも踏まえ、今後特産品開発センター、新たな施設を現在検討しておりますけれども、ここの開発の取り組みやすい、そういう施設整備も絡めた形での整理をしたいというふうに考えております。

利用状況については、特に私どものこのタケノコが一番有効のようでありますけれども、いろんな産物、全てまだこの実証実験を行われたわけではないというふうに伺っております。そのまま瞬間凍結をしたもの、そしてちょっとゆでて乾燥させてやったもの、いろんな形のもの調査もしておりますけれども、一番はゆで上がったものがタケノコも非常に良かったというふうなことは伺っておりますが、この利用状況も含めて詳細については、担当課長から答弁させたいと思います。

○議長（塩釜俊朗君） 総合農政課長、山田直樹君。

○総合農政課長（山田直樹君） 濱田議員の御質問にお答えします。

令和5年度の利用状況については、町内の飲食店から1件の申請がありました。

取扱い品目としては、タケノコ、すし、鮮魚です。

電気代は、製品カタログの数値になりますが、1時間フル活用した場合220円程度です。待機状態時は、ほとんど電力消費はない状態となっております。

運用方法としては、令和5年度及び本年度を実証試験期間と位置づけて、使用料を免除して運用しております。

現時点での利用方法は、実証期間ということから、事前に利用希望の申請を総合農政課に出していただき、許可書をもって使用していただくことになっております。

○議長（塩釜俊朗君） 濱田一徳君。

○9番（濱田一徳君） また後の質問で費用対効果など出てきますので、次に移りたいと思います。

2点目についてです。カライモの蒸熱処理機の利用状況について。

カライモの蒸熱処理機については、基腐病対策として町独自で購入し、農家が種芋の消毒に活用しておりますが、急速凍結機同様購入後の利用状況をお伺いいたします。

なお、この質問については、使う人が少ないんじゃないかとか、そういう批判じゃないです。あくまでもこういう機械を購入したということで、町の税金の言え

検証という形で質問をしておりますので、そのつもりで回答をお願いいたします。

○議長（塩釜俊朗君） 総合農政課長、山田直樹君。

○総合農政課長（山田直樹君） 濱田議員の御質問にお答えします。

令和4年度の利用者数は13人で、処理量は5,440キログラムでした。令和5年度の利用者数は16人で、処理量は7,440キログラムでした。

○議長（塩釜俊朗君） 濱田一徳君。

○9番（濱田一徳君） 了解、分かりました。次に移ります。

3点目です。どちらも高額な機械を購入されており、農家にとっては非常にありがたい機械だと思いますが、農家の利用状況など総合的に判断して、その金額に見合った成果が出ているのかどうか、効果事例があったら説明をお願いいたします。

○議長（塩釜俊朗君） 総合農政課長、山田直樹君。

○総合農政課長（山田直樹君） 濱田議員の御質問にお答えをいたします。

まず、急速凍結機についてですが、昨年5月に利用が見込まれます特産品協会や商工会、園芸振興会、加工グループなどの団体に対して利用の推進を図りましたが、先ほど申し上げましたとおり昨年度は1件の申請でしたので、現時点では利用者数を見れば、その効果は出ているとは思っておりません。

その中でも利用者からは、そのまま通常の冷凍庫で冷凍するよりは、香りも残り品質も良かったとの感想があったところです。

蒸熱処理機につきましては、令和5年度は令和4年度に比べて、利用者数、処理量ともに増加したところですが、まだまだ一部の農家のみの利用となっておりますので、引き続き周知を図ってまいります。

○議長（塩釜俊朗君） 濱田一徳君。

○9番（濱田一徳君） 私がこの質問を出して言いたかったのは、次の4点目です。

利用促進広報の必要性についてということで、住民から話を聞くと、この蒸熱処理機、これについては非常にいい機械だと、基腐病対策には非常にいいですよという話を聞きました。

ただ、この急速凍結機については、利用者が先ほども1人だったということで私も聞いていないんですけども、ある人からは先ほど町長が言いましたように、これを凍結した後の保管用の専用の冷蔵庫、こういうのがあればいいかなという話も伺ったところです。

そこで、せっかくこういういい機械を購入しても、それが町民に行き届いていなければあるいは一部の町民だけが利用するのであれば、非常にもったいないなというのが私の気持ちでございます。これをもうちょっと住民にアピールできないのかなと。というのが、この急速凍結機については、私この前、町民の方から電話をも

らいまして、この前出とった急速凍結機というのは、どこに置いてあるのかと、どんな使い方をするのか、手続はどうかという質問を受けたところです。町の広報紙にも出てますよという回答をしたんですけども、隅々までは見てないんですよ。また、見たとしても、言えば、ここの人たち遠慮するというのか、そういうあれでなかなか利用が進まない。

こういういい機械、急速凍結機については650万だったですかね、最初の予算が組まれたのが。こういうのをせっかく町の再編交付金を使って買った。この蒸熱処理機については、町長の肝煎りで県から熊毛地区に何台か配分されるというのを、南種子の人には間に合わんと町独自で1台買おうよということで、議会のほうで町長が提案されまして議会もそれを承認したわけです。

ですから、こういう貴重な機械があるのであれば、もっともっと住民に広報してみんなに使ってもらいたいという気持ちで、この1番目の質問を出したところです。これについて、今後の利用状況促進についての広報の在り方について回答を願います。

○議長（塩釜俊朗君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 濱田議員の御質問にお答えをいたします。

やっぱりこういうものを導入をしたときには、しっかりと住民の皆さんに、多くの皆さんに御利用いただいて、何が一番いい方向に行くのか、それをやっていただくというのも一番のことだというふうに思います。

当初からそれを私も申し上げておまして、一部ではこれは瞬間凍結機は肉、魚が一番いいらしいです。テレビあたりでも出てきて、海外あたりに送っているものなんかについては、またちょっと違うのかどうか今それも調べるようにしておりますけれども、これに対応した凍結であれば、もっと新鮮なままできるんだろうということで。私も産物はやっぱり、ここにもスナップエンドウ、またいろんなものがありますので、農家の皆さんにもいろいろ声かけはしてみました。しかし、なかなかこの実証までやっていただけていないのが実情でありまして。

それが本当に果たして集中して産物ができあがって価格が下がってくる、そういう状態のときに、それが効果的にそれができないのかどうか、そういうものもやっぱり試験をやって、よければ凍結したものを出すことができるんじゃないかということは申し上げてきておりますので、今後しっかりと十分な利用についてPRはやっていかなければならないと思っています。

この後、課長のほうも今それは考えていると思いますので答弁しますが、先ほども申し上げましたが、凍結機については今後、施設を今トンミー市場に置いておりますけれども、特産品開発センター、向こうは買収をされますので、新たなところ



に設置をして、そこでしっかりとこういう研究をして使い勝手よく環境を整えたいというものは考えております。

そして、やっぱり魚なんかも多く取れたときに、それをやっぱりさばいて瞬間凍結をして冷凍で保管をしておく、それをまた魚が取れないときにも刺身で出すことも可能だということでもありますので、いろんな方にこれはやっぱり今の実証段階で試験をしていただいて、本町の産物をそういう状態で外に出せないものかどうか、それはもうしっかりやっていただきたいなという思いがありますので、これは担当課としっかりと今後も検討したいというふうに思います。

また、蒸熱処理機については、蒸熱処理をする前に芋の洗浄、それから腐れがないかの確認、なり首と尾の部分切る作業があるようでございます。この作業を終えてからコンテナに入れて運んでくる流れになっているようでありまして、これらの作業の手間があるとの声があるようでありまして、この作業をしなければ効果が十分に発揮されないというようなことでもありますので、ここについては引き続き基腐病の研修会などあらゆる機会を通じて、やはり周知を図っていく必要があるというふうに思います。

もっとも非常に効果があるというのを聞いておりますので、ぜひやっぱりこれを広げていければいいのかなというふうに思っております。

先般、このサツマイモの生産対策協議会の総会の中においては、熊毛支庁の担当課のほうから「南種子町には蒸熱処理機があるから、中種子町や西之表の農家から要望があれば、この処理をすることができないか」という、そういう質問もあったというふうに報告を受けております。

私といたしましては、これは町としてまず導入をして、町の農家の皆さんのために導入しておりますから、南種子町民が優先して利用するというのは当たり前のことだと思っております。

そしてまた、国の補助事業で導入をしておりますので、現在、補助対象区域というのは南種子町でありますから、ここは非常にちょっと難しい面もあるかと思えますけど。まずは皆さんにしっかりと周知をして御利用いただけるように、そのように努力をしたいというふうに思います。

○議長（塩釜俊朗君） 濱田一徳君。

○9番（濱田一徳君） 町長からも今、回答の中でありましたけども、なかなか機械に入れるあれが面倒すると、選別であったり、私が言われたのは、カライモの尻尾ですかね、あれを切らないと駄目だということが言われていると。だけど自分たちが小さい頃、ずっと先祖から引き継いできたのは、尻尾があったほうが腐らんのだと言われていると、そういう話も聞いたんです。

ここら辺も、果たして尻尾を本当に切らんにゃいかんのかどうか、試験ができるものだったら試験をしてやってもらいたい。これは農業をしている人たちが自分たちが今まで経験した、経験法則にのっとった言い方ですので、機械をつくった会社の言い分と、ちょっとずれがあるのかなとも思ったりしたもんですから、ここら辺の検証もよろしくお願ひしたいと思います。

なお、先ほども言いましたけども、非常にいい機械です、この2つの機械は。値段もそれなりにする機械ですので、ぜひ町民全部に広報が行き届いて、みんなが利用できるような、そういう体制になってもらいたいなという思いでございます。

次の大きな2番目に移りたいと思います。

青年団活動への積極的な支援にということで、以前にもこれは同僚議員から青年団活動の活性化が南種子町の発展にもつながるとの、そういう質問もございましたけども。関連すると思いますが、今回また同じ質問をさせていただきます。

令和元年6月に、私が最初に議員になって初めての一般質問の頃ですかね。人口問題研究所の日本の地域別将来推計人口という資料を引合いに出しまして、2045年には南種子町の人口は2,962人、3,000人を切ると予想されるということを紹介いたしました。当時は私も含めて多くの方が衝撃を受けて、これは危機感を持ったんじゃないかなと思うんですけども。

あの頃の南種子町の人口が約5,700人、現在が約5,200人と確かに人口が減ってきてるんですね。このような人口が減少する中で、昨日か一昨日の報道の中に、去年の日本の出生率は1.2だったですかね。そして生まれてきた子どもが七十数万人、死んでいく人が150数万人と言うと、生まれる人の2倍死んでいくわけですね、当然人口は減っていくわけです。

ここの種子島も、ちょっと統計忘れちゃったけども、去年の何月だったですかね、私、中南衛生の監査とそれから産婦人科の監査に行ったんですけども、もう死ぬ人が物すごく多くて、生まれてくるのは種子島でほんの100人未満と、死んでいく人は南種子、中種子で150人以上と、何かそういう結果が出ておりましたけども。

このように人口が減少する中で高齢化が進んでいきまして、公民館活動も今成り立たなくなってくる日もそう遠くないのではないかなと考えております。現在でも3回のクリーン作戦時に行っております道路清掃、草払いですね。これももうそろそろ人手不足だと、何とかせんにゃいかんという話も出てきております。

また、伝統芸能の大踊りとか盆踊りなどの文化の継承、それから町民大運動会なんか、これの開催などにももう少しずつ影響が出てきております。

このような状況から、今後、青壮年、辞典によりますと青壮年とは16歳から50歳ぐらいまでを言うとなっておりますけども、この人たちにかかってくる負担という

のがかなり大きいものだと思います。中でも青年団の活動に頼らなければならない事案というのが、これから大いに出てくると思います。

そこで、社会教育課の重点目標の中に青年団活動について、成人教育の充実で青年団体の育成及び組織の強化、これを掲げております。これについて具体的な取組、こういうのはどうしているのか聞かせてください。

○議長（塩釜俊朗君） 教育長、菊永俊郎君。

○教育長（菊永俊郎君） ただいまの濱田議員の御質問にお答えいたします。

議員が御指摘されるとおり、将来の南種子町は若い世代の活躍によって支えられていくものであり、青年団活動の充実は地域の様々な活動の担い手不足の解消につながるだけでなく、活力ある地域づくりや少子化に歯止めをかける効果も期待されているわけであります。

こうしたことから教育委員会としましても、青年団への加入促進、イベントなどの活動の場の提供、青年団を対象としたリーダー養成研修の実施などの取組を行い、青年団育成に努めているところでありますけれども、具体的な詳細につきましては、担当課長から答弁させます。

○議長（塩釜俊朗君） 社会教育課長、濱田伸一君。

○教育委員会社会教育課長（濱田伸一君） 現在、南種子町の連合青年団につきましては、男性が25名、女性7名の計32名で活動をされております。

今年度の総会におきまして、「地域に根差し、南種子町の明日を担う青年団」という方針を打ち出し活動されており、南種子町の未来を背負う青年団を支援をするために、社会教育課では団員募集のチラシの作成、協力を行うことで、町内の各企業に勤める若者への参加への呼びかけを行うなど幅広い団員勧誘の支援を行っております。

また、例年行ってきたロケット祭り、ふるさと祭りなどの参加だけではなく、昨年は種子島宇宙芸術祭などのイベントへの参加を新たに呼びかけており、こうしたイベントに参加することで、異性、異年齢、異なる職種間の交流、出会いの場や学びの場となるのではないかと期待をしているところでございます。

青年団の研修といたしましては、昨年は熊毛教育事務所と町教育委員会の主催で青年団を対象とした熊毛地区社会教育指導者研修会を南種子町の自然の家で実施をしたところでございます。熊毛の青年団体が一堂に集い、宿泊研修や情報交換等を行うことで、地域の明日を担うリーダーを養成する有意義な研修となったのではないかと考えております。

参加者は全体で21名、南種子町からは12名の参加があり、活動紹介や今後の青年団活動についてグループ検討を行うなど、次世代へのリーダーとしての学びを深め

ているところでございます。

今年度は西之表市で開催される予定でありますけれども、こうした青年層を対象としたリーダー養成の研修等の社会教育を推進することで、議員も御指摘されるように地域の様々な活動の担い手として、将来の南種子町を支えていく青年団の育成と組織の強化を図っているところでございます。

以上です。

○議長（塩釜俊朗君） 濱田一徳君。

○9番（濱田一徳君） 次、言うことは、9月に一般質問でちょっと取り上げようかなと思っていた事案なんですけども、先ほど町長が行政報告の中で奨学金制度についてお話をされました。これについて私、これ9月の一般質問で出そうかなと思って今月はちょっと間に合わなかったなということで準備はしていなかったんですけども、町長が先ほど行政報告で出されましたので、ちょっと触り程度で。

青年団活動が盛り上がらないというのは、結局先ほども答弁がありましたけども、団員が少ないと。そして地区の西之地区あるいは荃永地区、ここの青年団には入っているけども、連合青年団には入っていないという話も聞きました。

今の課長さん方の年齢の方に話を聞けば、昔は連合の青年団楽しかったと、事務所に行ってわいわい騒いで帰るもんだったという話もちらほら聞きます。だけど現在はそれが全くないよねという話も聞くわけですね。

そして、この若い人、これが少なくなっているんですよね。だから若い人、この出身の若い人を地元呼び戻す、そして青年団に加入させて活発な活動をさせると、優秀な人たちがいっぱい出ています。この人たちが、先ほど町長が奨学金の話をされました。私もこれは全くそのとおりに賛成です。奨学金をあげて、そして都会に学校を出ると。出て一、二年働いて、そして地元に戻ってきたら、その奨学金は町が免除すると、見てやるという、そういう制度があつたらいいのになということ、9月の一般質問にちょっと準備をしようと思ったんですけども。

これは町の条例を見ますと、農業に従事する方あるいは専門職、看護師さんなんかだろうと思うんですけども、そういう方たちの免除というのは載っていました。だけど、町の奨学金だけじゃなくて育英社とかいろいろありますよね、そういう奨学金なんかも使って、よそに出て南種子に戻ってきたいと。帰ってきて地元の企業なり農業なり従事するときに、それを町が負担してやったらどうなのかと。

それで、こんな負担すると言え、お金を丸々くれてやるんじゃないかと、皆さん考えがちですね。だけど先日、東串良の堆肥センターを視察に行きましたところ、同僚議員の一番若い議員ですけども、こういうことを言いましたと。堆肥センターの赤字、これは——ちょっと話がそれですけども、町長、議長、勘弁してください。

堆肥センターの赤字、これが他の農産物、これを生み出して、そして、やいやい出荷するようになれば、それで結局農家が潤う。農家が潤うということは、税金が入ってくる、町民税が入ってくる、そして地方交付税なんかも入ってくると。結局生きた金なんだと、死んだ金じゃないんだと、どぶに捨てる金じゃないんだと、生きた金になるんだという、そういう話をちょっとされて、私もこれ、なるほどなど、そういう考えもあるのかと。金の使い方、生きた使い方ですね、これをすべきだなと、そういうふうに思ったんですね。

その話から、この青年団に対する補助金とかそういうなんかも、これ生きたものにせんにやいかんなど、その中でこの奨学金のことをちょっと思ったものですから。うちの息子も今、奨学金の返済に四苦八苦しております。ですから、これを町が負担してやって地元で働かせれば、地元の企業、人手不足を補えると、また農業も活性化してくるという、そういう面では非常にいい政策なのかなと思っております。

町長、どうですか、この考えについて。先ほど町長から行政報告でありましたけれども、もうちょっと具体的に話ができれば聞かせてください。

○議長（塩釜俊朗君） 町長、答弁できますか。町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 私どもも民間と、それから町にあります金融機関の相互信用金庫さんと、3者で連携をしてやるということに先ほど報告をさせていただきました。これは、この民間の企業さんや賛同企業になっていただけそうなところがございまして、そういうところ本町の中にもかなりあるんだろうと思いますから、そこと一緒になって、そういう御提案をいただきましたので、私はしっかりとこれは取り組むべきだというふうに思ったところであります。

町の制度は制度として、民間と一緒にやれるものについては、しっかりとそれを別でスムーズに皆さんがそういうものを借りて、しっかりとまた地元に戻ってこれる環境をつくるという意味では、非常にこっちのほうはまたPRもできますし、皆さんにとっても非常にいい制度になるんじゃないかというふうに思ったところであります。

いろんな政策、そういう提案が、私どももいろんなものを取り組んでおりますけれども、これについては、私だけとか三役でというのは、非常にそういうものを組み立てられるものではありません。やっぱりこれまでの取組も、全ての職員からの提案もいっぱいございます。そして、町民からの提案もございます。

そして、議員活動にもいろいろあると思いますけれども、現在、同僚議員の中には、住民からのいろんな御質問などを踏まえて、私どもに直接質問、提言をされている議員さんもおられます。これまで延べ8回、21項目の39点ほどの提言も頂いております、1回は年明けに、今年1月の初めには懇談をさせていただいて、回答

できるものについて回答しております。

また、今頂いているものについても、何ができて何が課題なのかということも議論をする、今、日程調整をしておりますから。これはこの議会の場での御質問、ご提言であったり、普段の中でもいろんな町民も全て含めて、そういうものは頂ければ、行政としては非常にありがたいものでありまして、そこは真剣に今後も取り組んでいきたいというふうに思っております。

先般、森山総務会長が国政報告会がございましたが、その中においても、南種子町の職員のレベルの高さについて御発言がありました。私は非常にありがたいことで、職員の皆さんにも朝礼でもお話をしておりますけれども、県下でやっぱり1位、2位のレベルだというふうに言っただけということ、職員もモチベーションも上がりますし、今後しっかりとそこもまた皆さん取り組んでいただけるものだと思いますので、これは町民も議員各位も一緒になって、いろんなものをやっぱり知恵を絞っていくということが、今後一番重要なことだというふうに思っております。

○議長（塩釜俊朗君） 濱田一徳君。

○9番（濱田一徳君） 少し質問趣旨から外れましたことをおわびいたします。

2点目についてお伺いです。青年団への補助金増額についてどのように考えますかということで上げてみました。

先日、連合青年団長とちょっとお話をしましたところ、とてもやる気を持っておられ、好青年ですね、そういう印象を受けました。将来この青年団活動を通じて、この中から俺は町長になって町を引っ張っていくんだとか、議員になって町を変えていくんだとか、そういう方が出てくれたら本当ありがたいことだなと、これが町の活性化につながるのかなと、私自身はそう思うところがございます。

補助金の増額と言えば、全部くれてやるのかよという気持ち、皆さんお持ちなんでしょうけども、やっぱりやる気を示しているこの青年団に、活動資金を援助し、そしてボランティア活動などを広げてもらうと、活性化してほしいという狙いがあります。

一つ例を挙げますと、住民から観光地の清掃が行き届いていないという苦情といいますか、私に電話をいただきました。電話をいただいたというか、直接私のところに来て、そういうふうに言われた方がおりました。こういうところなんかを、なかなか手が回り切らないところを、青年団活動の年間の行事の中に盛り込んでもらって活動してもらおうと。それで、その代わり、やはり重機を借り上げたりあるいは運搬の車が必要であったり、あるいは処分費用がかかったりとするわけですよ。そういうのをちょっと予算を組んでもらって、そして活動してもらおうと。

今年の当初予算、それから現在出されております補正予算見てみましても、青年団活動に対する補助金というのは今のところ組まれておりません。この前、社会教育課に確認取ったところ、昨年の実績が上がってきた時点で、毎年補正予算で予算を組んでいますよという話をされました。

一つ私が気がかりなのは、青年団長も役場職員ですので、例えば教育長やあるいは社会教育課長が、おまえたち青年団活動にこういうのをせえよと言え、これはちょっとやっぱり圧力と受け取られてもしようがないのかなと、そういう非常に難しい面もあるんですね。

たから要は、実質的に青年団の皆さん方が、よし、今年はいよいよ活動をやろう、こういう活動をやろうと、そういう雰囲気をつくってもらって、それにはやはりそれなりに見合った予算も配分するという、これがいいのかなと、非常にそこは難しいんですけども私はこういう考えでおります。

現在10万円程度という話を聞きましたけども、これもうちちょっと広げてもらって、そうしてやれば、この青年団という若い人たちは頭柔軟です。いろんなイベントも考えます。先ほど社会教育課長の答弁の中にも交流という言葉が出てきました。年齢を問わず、異性を問わず、この交流活動を活発に行うことで、いろんなつながりが出てきます。

私の思いは、この前町長に個人的に語ったあのおりなんですけども、ここで言うのはもう差し控えたいと思いますけども、そういう交流の場をいっぱい持ってもらって、そして活性化してもらおうと。こういうことで、やはり先立つものは金だと、もうちょっと上げるということをお願いしたいんですけども、どのような考えでしょうか、お伺いします。

○議長（塩釜俊朗君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 濱田議員の御質問にお答えをいたします。

議員がおっしゃられますように、南種子町の活性化を目指し取組を行う団体については、これまでの事業内容を精査をし、そして積極的に支援を行うということで、そういう考えを持っております。

青年団につきましても、先ほどありましたとおり10万円については補正予算で対応することといたしておりますけれども、私どもが青年団の頃に、やっぱり議員からもありましたとおり、ほとんど家にはおりませんでした。いろんなことをして、焼酎飲みもずっと続くような、そういうことだったと思います。

しかし、そういった中で一番覚えておりますのは、私どもは、私は上中でしたので、上中の各集落を敬老会のときに踊りの練習をして、ずっと回ったことを覚えております。これもしっかりと踊りの先生のところに青年団の中から踊りの練習に行

って、練習の後は毎晩飲み会だと。しかし、そういう場がやっぱりなくなってきているんだろうというふうに思っております。

そういうことで、今後、この前も商工会の若者、そして今、農業者の若い方の交流の場もできておりますので、自分たちで将来を考えておりますから、この前申し上げましたのは、全てのそういう若い方々との交流も踏まえて、そしてまた青年団が活躍する場をしっかりと盛り上がっていくような、それはやっぱり必要だというふうに思っております。

今後、町としても積極的な支援は図りたいと思っております。そしてまた現在の青年団長にもお話を伺いましたところ、いろんな考えを持っておりましたから、そこには本当に期待をしておりますし、ただ、これは役場の職員だけがずっとするものでもないと思いますが、大方が役場の職員になっておりますので、私どもから、あれせ、これせでは話になりませんので、そこは十分に計画を立てていただきまして。

そして今、このNPOもなくなりましたので清掃の問題もありますが、ただ青年団だけでそれでそれができるかという、それはもう非常に無理だと思います。そしてまた、これまで関わっていただいた重機の関係もありますので、そういうところの支援も頂きながら、そういうものを組み立てができていくというのが一番だと思いますから、十分に話を聞きながら、そういう若い世代の方々の支援を行ってまいりたいというふうに思います。

○議長（塩釜俊朗君） 教育長、菊永俊郎君。

○教育長（菊永俊郎君） 若い人たちがやはり生きがいに満ちた活動をするということは、自主・自発的な活動がやっぱりいいのかなと思っております。

そしてまた青年団の方々が、やはり人に貢献してよかったと思えるような、そういう活動を支えていくことが重要だろうと思っておりますので、いろんな観点からよい助言をして活動が積極化していくように、また考えていきたいと考えているところで。

以上です。

○議長（塩釜俊朗君） 濱田一徳君。

○9番（濱田一徳君） 将来の南種子は、今の青年団の人たちにかかっていると言っても過言ではございませんので、しっかりと指導方をお願いしたいと思っております。そしてまた、援助のほうもよろしく願いいたします。

次に、3番目に移ります。自宅介護者への援助ということで質問をさせていただきます。

高齢化社会を迎え、町内には施設等へ入居せず、または入居できずにデイサービ



スを受けながら自宅で家族が介護している高齢者がおります。国の政策でも、できる限り自宅介護を推奨されておりますが、この介護の現場は、もう年寄りが年寄りを介護するという、そういう時代になってきております。介護する人も、されるほうも、もうだんだんと高齢化してきて、そして収入もなく、年金生活者が年金生活者を介護していくというような、そういうのが実情ではないのかなと考えております。

現在、自宅介護に従事している方には、何か申請をしますと、おむつ代が5,000円と、それから介護に従事する人に5,000円の合計1万円が支給されますよという話を伺いましたけども。御存じのように国民年金でありますと、2か月で大体11万ちょっと、12万まではないのが実情じゃないかなというふうに思います。

そして、言えば介護を受けている人、この人の年金、それから介護している人の年金、これを合わせても2か月に直すと20万ちょっと、月では10万ちょっとですよ。非常に生活もきついんじゃないかなと、これは私の予想でございます。

現在、子育て世代、これは先ほど町長の行政報告にもありましたけども、医療費から何から非常に充実されております。しかし、今の日本、今のこの南種子町を支えてきたお年寄りの方々、この方たちは、言えばはっきり言って買物難民という言葉も今出てきていますね。買物にも行けない、足がないと。そして、年を取ってだんだんと動けなくなって医療費、こういうのもかさんでくると。だけど年金生活だと、ほかに入ってくる収入がないと、こういう話あちこちで聞くわけですね。

そこで、今、あば！ P a y 事業であるとか、地球温暖化の一環として実施されております電気製品などの購入補助、こういうのも非常にありがたい制度だと思うんですけども、こういうお金の一部でも、もうちょっと自宅介護者に対する援助、こういうのはできないのかなということで、この質問を取り上げてみました。

そこで、町内で寝たきり老人の介護者への金銭的補助について、どのように考えるかということで質問を上げていますけども、寝たきりで介護している人たちは何人ぐらいいるのか、そういうところもひっくるめて、答弁をお願いしたいと思います。

○議長（塩釜俊朗君）　　くらし保健課長、外園幸喜君。

○くらし保健課長（外園幸喜君）　濱田議員の御質問にお答えをいたします。

介護認定におきましては、障害日常自立度が自立からC2の重度の寝たきり状態まで、現在9段階に区分をされております。その区分のC1とC2、日常生活活動の食事、排せつ、着替えのいずれにおいても介護者の援助を全面的に必要とし、1日中ベッドで過ごすに該当する方が重度の寝たきり高齢者となるところです。

現在このC1、C2に該当される在宅高齢者の世帯数につきましては、36世帯ほ

どとなっているところでございます。

○議長（塩釜俊朗君） 濱田一徳君。

○9番（濱田一徳君） 36世帯ということで、ちょっと私が考えていたよりも多いのかなというふうに感じているところです。

次の質問でまとめて回答をもらいますかね。私の知り合いに兄弟がみんなよそに出ていると、1人で親を、お父さんを介護しているという方がいらっしゃいます。この方が月に何回か、何か月に何回かですけれども、介護タクシーを利用して、そして病院に連れて行くと、そうすると介護タクシーが非常に高いという話をされました。

そこで、ちょっと調べてみましたところ、南種子には1件介護タクシーを民間でやっているところがございますけれども、初乗りで3,100円、プラス距離だということです。私の知り合いは、自宅から公立病院まで来るのに片道六千幾らかかると、約7,000円かかると、往復では1万4,000円ですよ、こういうことを話しております。

そして、上中から中種子のAコープまでの料金について調べたところ、大体1万2,000円から1万3,000円、これ片道料金です。西之表の医療センターまでは1万7,000円から2万円ぐらいという、そういう回答を頂いております。これ片道の料金ですので往復となると、これの2倍ですので、かなりの負担ですよ。

先ほど私が年金生活者ということで、年金のお金でこれ賄っている人がほとんどじゃないですかねという話をしましたけれども、非常にこれは負担がかかるというふうに私は思っております。

そこで、この介護タクシー、どんぐらいの人が使っているのかなということなんですけれども、月にほんの二、三人ぐらいの方が利用されているという話を聞きました。それであれば、せめて片道分だけでもあるいは3分の1でも、少しでもいいから、もうちょっと介護に対する援助というのがあってもいいのかなと。

いろんなこれ介護については、国の基準とかそういうのもあって難しい面もあるんじゃないかなと思うんですけれども、ただ、我々の今のこの社会を築いてきてくださったのは、お年寄りの方たちです。確かに子育て、子どもも大事ですけども、今まで一生懸命働いてきて、そして寝たきりになってしまった、こういう人たちを我々が見守ってやるというのも、これも一つの大事な仕事じゃないかなと思うんですけれども、この辺について町長の考えがございましたら答弁をお願いいたします。

○議長（塩釜俊朗君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 濱田議員の御質問にお答えをいたします。

この介護に関することについては、いろいろ課題が本当に多いと感じております。

前の議会でも同僚議員から質問がありましたが、施設についても現在南種子町待機者が多いということも御質問がありました。

それで、このことについては、よくよく調査をしてみますと、施設はあるんですけども、私どもの町にある施設、50名の定員に対して半分は二十数名が中種子から入所している状況があります。そして隣の町80名定員に対して南種子からは2人しか入っていない、そういうこともあったので、これについては基準は全て全自治体一緒ですから、私は鹿児島県のほうにも申し上げております。ちゃんとした基準に基づいて、しっかりと同じような同様の対応をしてもらわないと、こういうことが起こるんだということを申し上げていますが、そのように介護にはいろんな課題が本当に多いんだなというふうに思っております。

現在の御質問でもありましたが、この現状では介護保険制度におきましては、要介護度1以上の方が訪問介護サービスにおいて、この移動支援が利用可能というふうにはなっております。しかしながら、本町にはこのサービスを実施している訪問介護事業所はないということでありまして、本町の高齢者、それが利用できないということでもありますから、こういうこともちょっと何か理由だろうというふうに思います。

そういった中で高齢化率は39.71%と進んできております。団塊の世代の方も含めて、今後ますます介護が必要な方も増えるということから、介護をする方も高齢になることが議員おっしゃるとおり予想されてきますので、こういうことを踏まえますと、この介護タクシーの利用支援等についても、今後、町として取り組むべき課題であるのではないかとこのように私も認識をしております。

そういうことから、今後、やっぱりどういった世帯状況を対象にしていくのか、そしてまたどういう仕組みづくりが一番本町に合っているのか、ここら辺については調査、今後検討をしっかりとしていかなければならないと思っておりますので、前向きにこのことについても検討してまいりたいというふうに思います。

○議長（塩釜俊朗君） 濱田一徳君。

○9番（濱田一徳君） 以上で私の質問は終わりますけども、将来、必ず皆さん方もこういう立場になっていきます。これは例外なく年を取っていくわけですので、そのときに。

昔、私が中学校か高校のときに学校の先生が盛んに言うちょっとしたですね。イギリスは「ゆりかごから墓場まで」という福祉が充実しているんだというような話をされておりましたけども、実際は本当かうそか分かりませんが、南種子も生まれたときから死ぬまで福祉は充実していくんだと、そういう町になってもらいたいなという思いでこの質問をしたところです。

以上で終わります。

○議長（塩釜俊朗君） これで、濱田一徳君の質問を終わります。

ここで11時20分まで休憩します。

---

休憩 午前11時11分

再開 午前11時19分

---

○議長（塩釜俊朗君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、上園和信君。

[上園和信君登壇]

○8番（上園和信君） はじめに、JAXA（宇宙航空研究開発機構）は4月26日、新型基幹ロケットH3-3号機を6月30日に、種子島宇宙センターから打ち上げると発表しました。打上げ予定時刻は午後0時6分42秒から19分34秒の間。搭載する衛星は、だいち4号。5月25日には種子島宇宙センターで報道陣に公開され、5月29日から30日にかけて、打上げに向けたリハーサルも実施。良好な結果を得られたとの発表もあり、6月30日に向けた打上げ準備は順調に着々と進んでいるとのことであり

ます。

打上げ成功を、町民とともに御祈念申し上げたいと存じます。

併せて、鹿児島県宇宙開発促進協議会総会が5月27日鹿児島市内で開かれ、令和6年度に鹿児島県内2つの射場から計8機のロケット打上げ計画が発表されました。種子島宇宙センターからは、H3ロケットの3号機、4号機、5号機、H-IIAロケット49号機、50号機の計5機の打上げが予定されているとのことであり

ます。

大型基幹ロケット、年間多数機打上げ時代に入ったと受け止めます。大きく進展する宇宙開発としっかり連携して、活気ある町づくりを目指し、取り組んでいくことの必要性を痛感しているところであります。

質問に入ります。

包括連携協定。

地域活性化に関する包括連携協定調印式が4月2日、研修センター2階大会議室で行われたとの町広報紙5月号の記事です。また、4月7日付新聞でも、地域課題解決へ民間2社と協定、との見出しを目にしたところであります。

包括連携協定とは、と、締結した協定内容、詳しく説明を求めます。

○議長（塩釜俊朗君） 町長、小園裕康君。

[小園裕康町長登壇]

○町長（小園裕康君） 上園議員の御質問にお答えをいたします。

先ほども同僚議員の質問の中でも少し申し上げましたが、議員活動の在り方にはそれぞれの議員の取組方があるようでございます。住民からのこれまで質問等も踏まえ、直接行政に対する提言質問を提出されている議員もおられるところで、これまで先ほど申し上げましたが多数の提言をいただいております。またその中で、その提言の中において、包括連携協定についても本年の1月12日にメリットの3点、デメリット3点についても御質問、提言を受けたところでありまして、1月22日に担当課を交え回答懇談をいたしました。

質問の議員からは、住民に対して御説明をいただいたとのこととあります。その後、ただいまありましたように、4月2日に新たに協定を結びましたので、内容については5月号広報紙でお知らせをしております、議員も内容の確認はされていると思いますが、御質問にお答えをいたします。

包括連携協定とは、地域が抱える課題に対して自治体と民間企業が協力するための契約であります。地域課題は、福祉、環境、農業、防災からまちづくりまで多岐にわたりますが、地域社会の持続的な発展と改善に向けた活動を推進をし、公共サービスや地域開発と民間企業のビジネス活動を結びつけ、地域全体の価値向上を図るということを目的としているところでございます。

令和6年4月2日に、地域活性化に関する包括連携協定を本町と株式会社共立ソリューソンズ並びに株式会社フィルコーポレーションの3者において調印式を開催をし、包括連携協定を締結をしたところであります。連携・協力の内容は、自治体向け民間活用を伴う委託業務に関する事、宿泊施設、居住施設の誘致、企画及び立案に関する事、再生可能エネルギーの推進に関する企画及び立案に関する事、ふるさと納税に関する企画及び立案に関する事、PFI事業の推進に関する企画及び立案に関する事など、主にこの5項目の内容となっております。

以上が協定の内容でございます。

○議長（塩釜俊朗君） 上園和信君。

○8番（上園和信君） これは町長、南種子町が抱える重要課題の解決を民間企業に委ねているということで理解してよろしいですかね。これはやはり、南種子町が抱える課題は、職員と町長とが一体となって、住民の声も聞いて、これで議会にも相談して、それで解決するのが私は本来の行政の在り方だと、このように考えます。今、町長は自治体向け民間活用を伴う委託業務に関する事、宿泊施設、企画立案、私はこの中身を知りたかったですよ。自治体向け民間活用を伴う委託業務に関する事、民間活用はどういう活用なのか、それから宿泊施設、居住施設の誘致、企画、これも町長と職員とが一体になって検討して済む問題じゃないかと思うんです。

けれど、その重要課題の解決ですね、町外の民間事業者に委ねる、その理由と目的をお聞かせください。

○議長（塩釜俊朗君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） はい、お答えをいたします。

この包括連携協定については、全国のあらゆる自治体がこういう方式をとって、そして課題解決に取り組んでいるところであり、この本町が抱える最重要課題の解決ということで、これを全部丸投げをしているということではございません。県外の民間事業者に連携協定を委ねる理由、目的につきましては、県外の民間事業者が持つ専門知識や技術を活用するということで、地元の課題に対する新しい視点やソリューション、課題解決、問題解決を得ることができるということ、そして特に特定の分野で優れた実績を持つ事業者と連携することで、プロジェクトの質を向上させることができるということから、その分野の提案をいただけるということであり

ます。

これまで地元の事業者や住民、議会からもなかなか提案がないそういう分野において、地元のリソースだけでは対応できない大規模なプロジェクト、そして特定の専門性が要求されるプロジェクトにおいて、県外の事業者のリソースを活用することが有効であり、これによってこのリソースの最適な配分が可能となるということでもあります。

また、外部からの投資や補助金を活用することで、プロジェクトの規模や範囲を拡大することができるというものであります。

これらの要因を考慮して、県外の民間事業者との連携協定を進めることで、地域の課題解決や発展に向けた効果的な取組が可能になるものだというふうに思っております。

○議長（塩釜俊朗君） 上園和信君。

○8番（上園和信君） 今の答弁では、町外にその解決する企業事業者がいなかったということですが、この広報紙に記載していますかね、この業者に依頼した理由は、本町のトンミー大使を務める株式会社フィルコーポレーション代表取締役社長の発案だったということです。その発案を町長が飲み込んだということでしょう。これはやはり、この協定を交わすのに対して、予算も計上もされてないし、いくら報酬額は支払うのか、そこら辺もちょっとおたずねをしたいんですけども、この広報紙にPFI事業の推進に関する企画、これはPFIと書いても住民には全く何ちゅう意味なのか全然分かりませんよね。このPFIの正式名称とその事業内容について、企画課長、答弁を願います。

○議長（塩釜俊朗君） 企画課長、木田美幸君。

○企画課長（木田美幸君） このPFI事業の正式名称でありますけれども、Private Financial Initiativeであります。PFI事業は、民間資金を活用して公共インフラや公共サービスの提供を行う仕組みで、この手法は1990年代にイギリスで始まり、以降、世界中で広く採用されております。

基本的な概念は、公共部門と民間部門が協力をして公共サービスやインフラを提供する公私連携の一形態でありまして、主に民間資金とノウハウを活用することで、公共事業の効率化や質の向上を目指すというものでございます。

仕組みとプロセスについては、公共部門がプロジェクトの必要性や目標を定義し、事業計画を立て、PFI適用可能性や経済的な妥当性を評価をします。

その後、公共部門が入札を実施し、民間企業やコンソーシアムが提案を提出し、最適な提案をした企業が選ばれ、契約を締結するというものになります。

選ばれた民間事業者は、プロジェクトに必要な資金調達を行うとともに、インフラの設計や建設を行い、完成後は民間事業者が運営、維持管理を行います。

また、契約期間が終了すると、インフラの所有権や管理権が公共部門に移管されるものであります。

このPFI事業の利点は、コスト削減、品質向上、リスク分散と言われておりますが、契約の複雑さや、民間事業者がコスト削減を優先するあまり、サービスの質が低下をするリスクがあるとも言われておりまして、公共インフラの革新的な手法として注目をされておりますが、その実施については慎重な計画と管理が求められております。

以上です。

○議長（塩釜俊朗君） 上園和信君。

○8番（上園和信君） このPFI事業は平成11年7月に何か法律が施行されたちゅうことですね。その法律の正式名称を教えてください。

○議長（塩釜俊朗君） 企画課長、木田美幸君。

○企画課長（木田美幸君） このPFIの法律については、平成11年に民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律というのが施行されております。

以上です。

○議長（塩釜俊朗君） 上園和信君。

○8番（上園和信君） ですから、これを、事業を実施するためには南種子町でもその法律に基づいた条例の制定をして、それに基づいて民間企業に委託をする、その必要性はなかったのかですね、企画課長。

○議長（塩釜俊朗君） 企画課長、木田美幸君。

○企画課長（木田美幸君） この法律では、民間の資金とノウハウを活用して、公共施

設の整備や建設、維持管理、運営などを行って、公共サービスの提供、その手法について定めておりますので、施設の管理等については既に条例等がありますので、新しい施設をつくる場合には条例の設置、管理条例というので提案をいたしますが、このPFI事業そのものを包括連携協定等でやる場合には、条例等の新設は必要ないというふうに判断しております。

○議長（塩釜俊朗君） 上園和信君。

○8番（上園和信君） そこでですね、この包括連携協定を締結することによって、南種子町にもたらすメリット、どういうものがあるかちょっとお尋ねいたします。

○議長（塩釜俊朗君） 企画課長、木田美幸君。

○企画課長（木田美幸君） この包括連携によって南種子町にもたらすメリットでありますけれども、先ほど町長のほうから5つの連携協定の内容が説明をされました。この5つについて項目ごとに説明をさせていただきます。

まず、1点目の自治体向け民間活用を伴う委託業務に関することにおきましては、民間企業のノウハウや効率性を活用することで、行政業務の効率化が図られ、これにより限られた予算や人権リソースを有効に活用することが可能となります。

次に、2点目の宿泊施設、居住施設の誘致、企画及び立案に関することにおきましては、新しい宿泊施設の整備、誘致により、観光客の滞在が促進をされ、観光産業が活性化するとともに、地元での雇用機会の増加、観光客の増加に伴う飲食店や小売業など地域経済全体が活性するものであります。

次に、3点目の再生可能エネルギーの推進に関する企画及び立案に関することにおいては、再生可能エネルギーを導入することで、二酸化炭素排出量を大幅に減少させることができ、地球温暖化防止に貢献をするとともに、エネルギー自給率の向上に伴い、外部からのエネルギー購入に係る費用を減少させることができます。また、エネルギーの自給自足が可能となり、安定供給が確保され、住民の生活の質が向上をいたします。

次に、4点目のふるさと納税に関する企画及び立案に関することについては、ふるさと納税によって集まった寄附金は、南種子町の地域振興や公共サービスの向上に活用ができるため、地域経済の活性化につながるるとともに、ふるさと納税の返礼品を通じて南種子町の特産品や観光資源が全国に広まることで、町の知名度が向上し、観光客の増加や移住希望者の増加が期待をされるというものであります。

次に、5点目のPFI事業の推進に関する企画立案に関することにつきましては、民間企業のノウハウや技術力を活用することで、公共サービスの質が向上し、住民に対してより良いサービスを提供することが可能になるとともに、公共施設やインフラ整備に必要な資金を民間から調達することができ、財政負担の軽減が図られま



す。また、リスク分散やコスト削減、行政の負担軽減、地域ブランドの強化にもつながるといふふうに考えております。

以上です。

○議長（塩釜俊朗君） 上園和信君。

○8番（上園和信君） 今の答弁を聞いていると、もう行政の業務も全てこの2つの民間事業者に委ねると。これやっぱね町長、自分の町の課題は自分たちで解決するちゅうのが基本姿勢なんですよ。これで今朝もこのNHKのニュースで全国で放送されておりましたが、今の日本の現状、少子化の進行に歯止めがかからないようですね。これは昨年、令和5年に誕生した子どもの数が72万7,277人、令和4年より4万3,482人減少した、こういうニュースを目にしたところです。

人口減少の加速、南種子も人口減少と少子化が進んでおります。この包括連携協定でこの人口減少問題、少子化の加速問題、これも解決につながってくるのかお尋ねいたします。

○議長（塩釜俊朗君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） お答えをいたします。

このPFI事業については、少し御理解いただけていないかなというふうに思いますけれども、私どもの町においては、以前、ユーミーファイナンシャル、そしてまた三者でつくったところと、このPFI事業でもって各地区の住宅を建設をしていただきました。この協定に基づいて事業計画を立てていただきましたので、そういう事業計画を提案をすることになったときに、議会に対しては予算が伴ってまいりますから、議会でこれを議決をいただいて、執行していくということになるわけでありませう。

今、鹿児島県においても、体育館建設についてはPFI事業で行われております。要は本町でしっかりと行政対応をしていくことについては、それは課題解決をしていかなければなりませんけれども、なかなか本町のこの予算規模、そして町の財源だけでやれないものがかなりあります。そういう大型のプロジェクト等については、こういう協定を結んだ民間の事業者や、こういう企業の民間の資金を調達をさせていただいて、そしてこのインフラの設計、建設を行っていただくという、そういう手法を全国がかなり今とっているんだと思います。完成後は民間事業者が運営、維持管理をして、契約期間が終了いたしますと、この所有権とか管理権が公共部門に移管をされると、そういうやり方ですので、ここについては御理解をいただきたいと思っております。

そして私どもは、このいろいろなホテルも含めて誘致をするための条例については、先般の議会で議決をいただきました。そして、これはしっかりと行政で進める

べきものは進めたいと思いますけれども、協定も結んでいなくても、本町にグランピング施設が完成をいたしまして、今日からオープンをするようになっているところもあります。社長さんはこの後お会いをするんですが、この方も本町に移住をされて、こうやって頑張る方が、やはり企業の方が一生懸命頑張っていただけるわけでありますので、本町の中にもまた増設をしたり、頑張っていただける方もおります。そこは一緒になって、そういうものを絡めて私はやっていかなければならないと思います。

そして、この人口減少につながるかという御質問でありますけれども、この4月の協定だけでなく、本町は現在8つの包括連携協定を締結をしております。有機農業関係や企業進出、それから離島、過疎地域における地域創生、南種子町産品の販路拡大、宇宙サイエンスビジネス、スマート技術を活用した環境に優しい農業、それから宿泊施設の誘致、再生可能エネルギーの推進など、この多様な分野で包括的な連携協力をいただけるものだというふうなことで、この仕組みづくりが構築をされたところであると思っております。

人口減少問題と少子化対策は、1つの契約で全てが完結をするわけでありませんが、本町が抱えるこの重要課題と考えております。これらのことを締結した、この協定に基づいていろいろなプロジェクト施策が推進されることによって、雇用の創出、所得の向上が期待をできるものだと思います。これらの取組を通じて、若者や子育て世代の生活基盤が安定をし、そして定住の動機づけに強まるとともに、子育ての環境整備や教育と医療の充実が促進をされて、若い世代が安心して子育てできる地域づくりにつながってくるものだと考えております。

また、これまで町が実施している出産祝い金制度、それから医療費の無償化や給食の無償化、それから結婚祝金制度、宇宙留学制度など、こういったものと組み合わせることによって、包括連携協定は南種子町の人口減少と少子化対策に大きく寄与していくものだというふうに私は考えております。

○議長（塩釜俊朗君） 上園和信君。

○8番（上園和信君） 町長、あの、議長が最初申し上げましたよね、答弁は簡単、明瞭に。私の質問に対して答えてください。そこで企業と協定を交わした以上、予算、財政的な負担が生じてくると思うんですが、今はその予算計上もないままに契約が締結をされる。成功報酬といいますかね、課題を解決されたときにいくらの報酬額が予想されますか。町長、答弁を求めます。

○議長（塩釜俊朗君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 上園議員の御質問にお答えをいたします。

包括連携協定は、その目的、連携及び協力の内容について締結をするものであり

まして、財政負担やその相手との契約を確約をするものではございません。また、将来的に行政が主体となり事業計画を立てる場合や、民間事業者が主体となり、補助金等を活用して事業実施をする場合は、その事業の必要性や経済的な妥当性を評価をして、予算の確保や入札の実施、契約の締結など、通常行っている段階的な手続が必要であるということを御理解いただければというふうに思います。繰り返になりますが、包括連携協定を締結しただけで県外の事業者や多額の財政支出がされるということはありません。

○議長（塩釜俊朗君） 上園和信君。

○8番（上園和信君） 財政的負担は全然必要ないということですかね。

○議長（塩釜俊朗君） 質問ですか。町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 現在結んでいる協定においては、そういう財政負担はないということでありまして、今後その事業計画を立てた後に必要があれば、議会にそういう提案をされるものだというふうなことであります。

○議長（塩釜俊朗君） 上園和信君。

○8番（上園和信君） 最後の質問になりますが、小園町長は包括連携協定を「地域経済の活性化や町民サービスの向上につながれば」との談話を述べております。何かこの自信のなさそうなコメントで、私はそのように受けとめます。協定を交わした以上ですね、町長、ぜひ南種子町の活性化、町民サービスの向上につなげてほしいと思うんですけど、答弁を求めます。

○議長（塩釜俊朗君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 地域経済の活性化、町民サービスの向上につながればというのは、私はいろいろコメントは申し上げております。それは私に取材をされて、新聞社のほうでもそこを簡単にまとめられたものだと思いますので、そこは御理解をいただきたいというふうに思います。私は、しっかりと地域経済の活性化や、町民サービスの向上につながるよう職員と一緒に頑張ってまいります。

○議長（塩釜俊朗君） 上園和信君。

○8番（上園和信君） 次の質問に移ります。広聴活動の推進についてでございます。

広聴とは、行政機関による、国民または住民の行政機関に対する要望、意見の収集活動であるとされております。

町政における広聴は、町政への提案や要望、苦情、相談など町民からの様々な意見や情報に耳を傾ける、それを行政推進に反映させていく、町民との対話、話し合い、町長の大きな業務と言えます。

広報の組織及び運営に関する規程があります。規定の第4条（3）に、広報活動及び広聴活動を推進すること、と明記されております。

広報活動については、広報紙みなみたねで非常に充実した内容と紙面で、全町民に向けて毎月発行されております。町民みんなが発行を心待ちにしている状態で、特にこの出郷者の方も見て、発行されるのを楽しみにしているよう、町民の権利と町政へ参画する権利を保障するために、広報・広聴活動の充実は町長の責務と考えます。

住民の意見、要望を聞くため、町政座談会、これは仮称ですが、これを実施する考えはないか町長にお尋ねをいたします。

○議長（塩釜俊朗君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 上園議員の御質問にお答えをいたします。

町政座談会は、住民の意見や要望を直接聞くための非常に有効な手段であると、それは私もそのように考えております。しかし、令和3年度に開催をいたしました町政座談会においては、平山地区で36人、荃永で20人、下中地区で17人、西之地区で27人、西海地区で16人、島間地区で29人、長谷地区で13人、上中で78人となっておりまして、参加人数が町内全体で236人の参加で、町民の約4.3%の参加となっていることが分かっております。

また、これまで実施をしてきた町政座談会においてはいろいろな御意見がありまして、これはJAや各種団体の批判や、町政に全く関係のない御意見なども出されるなど、町政座談会の目的である意見交換や相互理解を妨げるような発言も見受けられたのも事実であります。

この町政座談会は、冒頭にも述べましたとおり、住民の意見や要望を直接聞くための非常に有効な手段であると考えておりますが、座談会の目的として住民が積極的に町政に参加する機会を提供すること、住民から直接意見や要望を聞くことで町の抱える具体的な課題を把握すること、町政に関する情報を共有し、住民と行政の間の信頼関係を築くことなどにより、住民の声を反映させるということでありまして、実際のニーズに基づいた政策を立案、実施することができることであるというふうに私も考えております。

今後の町政座談会の開催については、今述べましたようなことも踏まえて、そしてまたこれまでの実施方法をそのまま継続をするということではなく、さらに効果的な方法、そしてまた公民館長を中心とした座談会とするのか、それともどのような実施方法が効果的な広報活動となるのかを踏まえ、座談会の実施について現在検討をしておるところでありまして、そのように指示もしておりますから、今後しっかりと検討をして形を出していきたいというふうに思います。

○議長（塩釜俊朗君） 上園和信君。

○8番（上園和信君） 参加人数が少なかったから開催をしないとか、要望、苦情が多

いから開催をしないじゃだめですよ。-----  
-----我々はこの一般質問をするために約1か月間ぐらい練って練って、議長に提出をして、議長から町長に通告を時間も十分にとって、町長はそれを受けて担当課長、職員と協議検討して、こういう答弁にしましょうとなってくると思うんですけど、-----  
-----この町民との対話については、小中学校生とはやっていますよね、毎年。それはそれで立派なことだと思います。やっぱり子どもたちの声も聞いて、それを行政に反映させる。一般町民とどうしてできないのかですね。開催する方向で、検討じゃなくして決めてくださいよ。町民の要望も聞いてですね、それで行政の主役がちょっと誰だと思いますか。町民ですよ。町民との対話もして、それを行政に反映していくと。これちょっと話は逸れますが、この役場というのはどういう意味か分かりますよね。調べてみましたところですね、読んで字のごとく町民の役に立つ場所だから役場と言っているみたいです。このことを申し上げて、次の質問に移ります。

熱中症特別警戒アラートの運用についてです。

特別警戒アラートは2023年4月成立の改正気候変動適応法という法律で新設が決まったとのことであります。現在の熱中症警戒アラートの1つ上に位置づけられ、人の健康に重大な被害が生じる恐れがある暑さが予測された場合に、熱中症特別警戒アラート、今年2024年の運用が始まりました。

運用期間は、今年の4月24日から今年の10月23日まで、国は市町村に対し、冷房を備えた公共施設や商業施設をクーリングシェルターとして住民に開放するよう求めたようであります。

質問ですが、「クーリングシェルター」町内の指定箇所、どこを指定して開放しているかお尋ねをいたします。

○議長（塩釜俊朗君）　　くらし保健課長、外園幸喜君。

○くらし保健課長（外園幸喜君）　上園議員の御質問にお答えをいたします。

今議員からも御案内がありましたとおり、令和6年4月に改正気候変動適応法が全面施行されたことに伴いまして、市町村は冷房設備を有するなどの基準に適合する施設を指定暑熱避難施設、いわゆるクーリングシェルターと一般的に呼ぶようにしているようでございますけれども、としてあらかじめ指定をすることができるようになったところでございます。これは、気温、湿度、輻射熱、風からなる暑さ指数が、県内30弱ほどあります暑さ指数情報提供地点におきまして、全てが35以上となることが予想される場合、前日の午後2時に県単位で発表があり、クーリングシ

ェルターに指定している施設を開放することとなっているところでございます。

本町を含み島内の自治体におきましては、都市部と比較いたしまして高層建築物等が少なく、自然が豊かで熱がこもりにくいことなどから、設置及び指定はしていないところでございます。

現在、県の状況も調査をしているところではございますが、関係機関にお尋ねをしたところ、この全国の過去の気象データを検証いたしましたところ、都道府県内の指数が全て35を超える熱中症特別警戒アラートに発令するに至るケースはなかったということでございました。今後、鹿児島県におきましても、実際どの程度発令されるのかなど、島内関係部署とも情報共有をしてみたいと思います。

また、役場庁舎、各地区公民館、図書館などの公共の施設におきましても、設備を管理する関係課とも連携が図られるよう検討してみたいと考えているところでございます。

○議長（塩釜俊朗君） 上園和信君。

○8番（上園和信君） ということは、指定はしていないということですね。公民館あるいは小学校、中学校、これを指定すべきじゃないかなと思います。この熱中症特別警戒アラートは気温だけではなく、湿度や地面からの熱を計算した暑さ指数、これを元に発表されるようであります。ちょっと2023年の実例を申し上げたいと思いますけど、山形県内で部活動を終えて帰宅途中だった女子中学生が熱中症の疑いで搬送され、その後死亡されたということでもあります。こういうことなどを受けた対応だと思えますが、教育長、この教育現場での熱中症の対策、どのように取り組んでいるか、例えば授業中での屋内対策、体育あるいはまた部活動などでの屋外対策、これから始まる運動会練習等に対する対策ですね、どう取り組んでいるかお尋ねいたします。

○議長（塩釜俊朗君） 教育長、菊永俊郎君。

○教育長（菊永俊郎君） 上園議員の熱中症対策について御質問にお答えいたします。

教育現場での熱中症対策については、小まめに文部科学省からの最近のエビデンスに伴いまして通知が来て、その通知に基づき徹底した指導をするようになっているところであります。

熱中症事故を防ぐためには、それほど気温の高くないこの時期から適切な運動をさせると同時に、その措置を講ずること、暑さ指数に基づいて活動実施を判断することなどについて、児童生徒への事故防止に関する指導も行っているところであります。

また、気候変動適応法の一部を改正された熱中症対策をめぐる状況においても、ガイドラインが示されておりますので、令和6年4月に示されたチェックリストの

効果的な活用も含めて、学校における熱中症対策の推進を図っているところであり  
ます。議員がおっしゃるように具体的な屋内外ということですが、まずは何より適  
切な水分補給を行うことが重要でありまして、学校では10分おきとか、15分おきに  
給水時間を設けてあります。そういう環境をつくる、水筒を持ってくるなどの環境  
づくりと、日々の児童生徒の様子を観察し、体調を把握するというところであります。  
室内におきましては、教室の温度の適切な管理に努め、体育館など空調施設が整備  
されていないところでは換気を行って、室内の空気を循環させ、熱気の排気を行う  
こととしております。屋外での対策については、熱中症のリスクが高い活動は時間  
帯を避けることも大切ですし、運動や活動を行う際にはテントを設置し、そして木  
陰での適切な吸水や休憩をとらせるなどやっております。

また、暑さ指数が30から33度を超える際には、室内での活動を優先させたりする  
など、熱中症の予防につなげております。議員がおっしゃいました、事例としてお  
っしゃいました運動部活動についてであります。これは特に運動量が多い部も存  
在することから、教育委員会としては暑さ指数に基づく対処方法というものを顧問  
会で必ず実地研修を行うよう毎回指導をしているところであります。今後、本格的  
に熱中症リスクが高まる時期に入ってきますので、子どもたちの健康被害を防ぐた  
め、家庭での朝食を必ず摂取して登校させることや、下校時には水分を補給して帰  
らせることなどの指導を含め、保護者、教職員と連携して熱中症対策の推進が図ら  
れるよう努めてまいりたいと考えております。

○議長（塩釜俊朗君） 上園和信君。

○8番（上園和信君） 学校現場で、熱中症の犠牲者と言ったらいいかな、そういうこ  
とは出さないように十分に対策をとって、教育に取り組んでほしいと思います。各  
教室には冷房は設置はされていますよね。

そこで最後の質問になりますが、近年気候変動等により国内の熱中症による救急  
搬送人員は毎年数万人を超えており、死亡者も高い水準で推移をしているというこ  
とであります。鹿児島労働局は、職場の熱中症予防を呼びかけようと5月1日から  
熱中症クールワークキャンペーンというのを始めたようです。水分や塩分の摂取、  
室内での冷房機器の使用など、早い時期から熱中症予防対策に取り組むように求め  
ているということです。以上は新聞記事から引用させていただきました。そこで、  
学校給食センター、これは火を使う関係から調理室はもう連日40度を超えるよう  
な状況ではないかと思えます。学校給食センター調理室の暑さ対策、その改善策はど  
のような状況か、教育長にお尋ねいたします。

○議長（塩釜俊朗君） 給食センター所長、松山砂夫君。

○給食センター所長（松山砂夫君） 上園議員の御質問にお答えをいたします。

給食センターの暑さ対策でございますけれども、現在熱中症リスクを軽減するために空調服の導入を進めております。職員に対しては、小まめな水分補給を心がけることや、バランスの良い食事、十分な睡眠など、普段からの体調管理につきましても指導をしているところでございます。

また、体調不良の際には、早めの休憩室の利用が図られるように促しているところでございます。

以上です。

○議長（塩釜俊朗君） 上園和信君。

○8番（上園和信君） もう12時も過ぎております。まだいっぱい質問事項はありますがけれども、-----私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（塩釜俊朗君） これで、上園和信君の質問を終わります。

ここで暫時休憩します。再開を午後1時10分とします。

---

休憩 午後 0時07分

再開 午後 1時07分

---

○議長（塩釜俊朗君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、福島照男君。

[福島照男君登壇]

○4番（福島照男君） 午後からのトップバッターということで、午後から3名控えておりますので、早速質問のほうに入らせていただきます。

今回は、3点質問事項を出しております。

まず最初に、通告に出してあるとおり、燃料費の本土並み価格実現への取組ということで質問をさせていただきます。

鹿児島に行くたびに思うのですが、種子島のガソリン価格よりも市内のほうが安いなどいつも思っておりまして、当然といえば当然なのでしょうが、それにしても少し高いなどというふうに常を感じております。先日行ったときも、市内の安いスタンドだったんでしょうけども、160円台の表示がありまして、本町では190円台の表示価格でしたので、随分と差があるんだなというふう感じたところです。

そこで、全国のガソリン価格と国からの補助金制度について、私なりに調べてみました。資源エネルギー庁のホームページに載っています。それを見ると、価格は全国バラバラで、大都市周辺は比較的安く、地方のほうは高いというような状況になっております。



それともう一つ、国は離島のガソリン流通コスト対策事業というのを実施しております。令和5年度で29億5,000万を計上しております。この事業の目的は、離島の石油製品の流通コストが流通経路等により本土と比べて割高となっており、加えて販売量が本土より少ないことから販売価格が高くなっているという状況を捉えており、そのために輸送形態と本土からの距離に応じて補助単価を設定し、離島におけるガソリンの追加的な輸送コスト相当分を補助するという内容で事業の組み立てをしているようであります。ちなみに、種子島、屋久島は1リットル当たり10円の補助金となっているようです。この10円が妥当なのかは調査しないとわからないわけですが、この10円がなければ、さらに市内本土との格差は広がっていることになるんだろうなというふうになります。

そこで、この本土並み価格の実現は種子島島民ならず、全国離島民の悲願でもあり、この本土と離島における格差の実態と本土並み燃料費実現に向けた取組について、町長はどのように捉えているのか、どのように考えているのか、お聞かせいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（塩釜俊朗君） 町長、小園裕康君。

[小園裕康町長登壇]

○町長（小園裕康君） 福島議員の御質問にお答えをいたします。

鹿児島県内の離島と本土のガソリン販売価格については、幾つかの要因が影響をしております。その価格差は消費者や事業者にとって大変重要な問題であるというふうなことを私も認識をしております。

離島の場合、ガソリンは船舶やフェリーで運ばれるため、その輸送費用が加算をされ、特に輸送の頻度や距離が長いほどコストが高くなると考えられます。また、離島の人口や需要が本土に比べて小さいため、スケールメリットが得にくいことや、ガソリンスタンドの数が限られており、競争が少ないことから、価格が高止まりしやすい傾向にあると考えております。

鹿児島県が発表している令和6年4月現在のレギュラーガソリン1リットル当たりの販売価格では、本土平均が180円、離島平均が196円となっており、本土平均と比較して離島平均は16円高くなっていることとなります。また、離島のうち、熊毛地区は201円、大島区は193円となっており、本土平均と比較して熊毛地区は21円高く、大島地区は13円高くなっている、そのようなことになっておるところであります。

全国石油商業組合連合会は、資源エネルギー庁の離島のガソリン流通コスト対策事業を活用し、販売店に対し離島までの輸送コストを販売店が負担している場合には、規定の取引額を助成するなど流通コスト対策に取り組んでおり、種子島、屋久

島地域においては10円の助成が実施されているようであります。

現状としては以上のようなことをございます。

○議長（塩釜俊朗君） 福島照男君。

○4番（福島照男君） 状況は、所管課長からも私も聞いておりまして、大体そんな状況だなというふうに思っています、確実に高いというのは事実であります。

そこで、原因はいろいろあるんでしょうけども、何としても本土との価格差を縮める。本土並みというのが一番理想的なんでしょうが、1円でも2円でも10円でも価格を縮める、格差を解消するというに我々は努力しなければならんだろうなというふうに思っております。

そこで2項目めに約5点ほどありまして、これは町長に質問というよりも、こういう5点の内容で進めたらどうだろうかというような半分提案のような形なんですけども、そういう思いで聞いていただけたら助かります。

1つ目は、国の進めるカーボンニュートラルとの関係が出てくると思います。これは国が2035年に新車販売については、電動化自動車の100%目標を掲げておりまして、ガソリン専用車は一応廃車、販売しないというあくまでも目標ですけども、そういうのを捉えております。ですが当然中古車もいますし、電気自動車とガソリン車の混合スタイルの車もいますが、当然ガソリン車はずっと続くというのがありますので、ガソリンの必要性は今後も、2035年以降も継続が必要であるということが決定的であります。

それと、販売経費の一部助成、これは国に要請したい内容なんですけども、現在は輸送コストについてのみの助成であります。ところが国も把握しているとおおり、離島においてはなかなか経費高になっておりますので、その経費の分についても何らかの方策で助成金ができないのかというような、こういうような取組要請活動も必要かなというふうに思っております。

3番目は、こういう呼び込みを行政なり議会なり当然行う必要があるんですけども、それのみならず、例えば農協団体、漁協団体、商工会団体、いろんな団体があるわけで、全国離島にもあるそういうような団体等にも声掛けをしながら、やっぱり声を一つでも大きくしていくというような取組も大事だなというふうに思っております。議会においても、これからいろんな離島会議等においてもそういう声を上げていく必要があるなというふうに思っていますので、これも行政としてもぜひ頑張っていたきたい。

4つ目は、現在ガソリンだけなんですけども、軽油であったり、灯油であったり、離島産業には欠かせない燃料でありますので、こういうのも付け加えをお願いしたい。

あと5番目は、議会と行政で一緒にやろうということなんですけども、これは当然の

ことなんです、議会もここらには声を上げながら取り組む。

こういう私なりにこの5点をセットというか、一緒に同じような方向性で取り組んでいくほうが効果的な活動もできるかなと思ってまして。ここら辺については、町長1人で奮闘しても限界がありますので、議会と各種団体と一緒にいろんな場所で、全国大会等もあると思いますので、そこら辺で要請活動の声を上げながら取り組んでいくという姿勢。世論に訴えて大きなうねりを作っていくということも必要だろうと思ってます。

そこら辺について、担当課長からはいろんな要請活動はしてるんですよというのを聞いてます。聞いてますが再度、町長のほうから強い決意を聞かせていただければと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（塩釜俊朗君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 福島議員の御質問にお答えいたします。

当然、全国のそれぞれの離島市町村長については、これは全国離島振興協議会がございますので、そこでこれまでもしっかりと御要望については、政府のほうにもやってきております。後で詳しく説明をいたしますけれども、この燃料費の本土並み価格実現への取組については、離島地域の住民や事業者の生活コストを軽減し、地域経済の持続可能な発展を支えるために大変重要であります。

また、自治体をはじめ地域の代表者や経済団体等が一体となり、政府に対して具体的な政策提言を行い、燃料費削減に向けた支援を求めるとともに、特に離島振興策の一環として燃料費補助を強化するよう、継続して要請をしていく必要があると、そのように考えております。

国が進めるカーボンニュートラルとの関係では、電気自動車などを導入し、ガソリン依存を減らすことにより、燃料コストの削減と環境負荷の低減を同時に達成しながら地域内でのエネルギー自給を推進し、外部からの燃料輸入に依存しないエネルギー供給体制を構築していく必要性というのは、今後重要になってくると思います。私どもは、国に対する要望活動については全国離島振興協議会を通じて、離島の燃油価格の是正等について強く要望してきております。内容では、離島ガソリン流通コスト支援事業の継続、現下の燃油価格高騰にも鑑み、灯油、経油等ガソリン以外の石油製品の海上輸送費に対する支援の創設など、石油製品の安定供給と価格是正のための施策を一層推進することとして要望しているところであります。

そのほか、離島地域の石油製品価格の一層の引下げのため、揮発油税の減免をはじめとした負担軽減措置の検討、燃油流通の効率化・合理化等に資するため、離島自治体独自の輸送費補助並びに燃油高価格対策を実施する場合には、離島自治体の脆弱な財政力に照らし、抜本的な財政支援を実施することなど、こういったことを

併せて要望してきているところでございます。

本町においては、令和5年度に国の物価高騰対応重点支援助地方創生臨時交付金を活用いたしまして、これまで電力、ガス、食料品等の価格高騰重点支援助給付金事業や省エネ家電製品購入促進事業などを実施をし、住民の地域経済に対する影響を軽減するための取組については進めてきたところであります。離島の燃油価格の是正については冒頭でも述べましたけれども、自治体をはじめ地域の代表者や経済団体等の関係機関が一体となって、政府に対して具体的な政策提言を行い、燃料費削減に向けた支援を求めるとともに、特に離島振興策の一環として燃料費補助を強化するよう継続して要望をしてまいりたいというふうに考えております。

ぜひとも議会のほうからも政府等に対しまして、具体的な政策提言や要望活動についての取組をお願いを申し上げたいと思います。

○議長（塩釜俊朗君） 福島照男君。

○4番（福島照男君） ありがとうございます。これまでも継続して活動要請をしてきているということで聞いておりました。本日、また町長の口から直接、その活動要請について継続していきますよという力強い言葉をいただきました。議会も一緒になってこの問題解決には全力で取り組んでいきたいというふうに思っております。併せて、町が財政がこれは余裕があれば、町単独の助成等も検討してもいいかなと思うんですが、なかなかそこまでいくような財政の余裕がありませんので、ここは何としても国に助成要請をお願いするしかないのかなと思っております。そういうことで引き続き取り組んでいこうと思います。この件はこれで終わります。

2番目の質問に入ります。リサイクル電化製品の本土までの海上輸送費助成についてであります。

先日、これは私事なんですけど、実家の片付けをしておりまして、古い冷蔵庫と洗濯機が5台ほど出てきまして、リサイクルに回すしかなかったわけですが、5台あったので5万円ぐらいだろうなということで思っておったんですが、それよりも多少高かったのちょっとびっくりしました。業者さんからその明細書を見せていただいたんですが、結構輸送費のほう金額が張ってまして、島内輸送費と海上輸送費がありました。電化製品のリサイクル料そのものはそんなに高くなかったの、これは非常に本体のリサイクル料よりも逆に移動費、輸送費のほう大きいのかと思ってびっくりしたわけです。その業者はいわく、以前は海上輸送費の助成もあったんだけどなというようなこともちらっと言われたので、そこは聞いていなかったんですが、なんとかしてこの海上輸送費を手立てできる方法はないのかなと思って私も調べたんですが、なかなかいい情報が出てきませんでした。

車については、自動車リサイクル推進のために鹿児島本土までの引き渡しに係る

海上輸送については、財団法人自動車リサイクル促進センターからの出捐金を活用して補助を行ったというのが出ておりました。本町でもこれで事業でやっているわけですが、全くこれとはいきませんかでしょうけど、そういうようななんとかリサイクルにかかる海上輸送費、できれば、これからますます高齢化世帯が増えていって、空き家対策も出てきます。当然100%出てくる課題がありますので、少しでもこういうのに役立つ方法があれば、より助かるかなと思っているんですが、こちら辺について、いい知恵があったら教えていただきたいのですが、町長お願いできますか。

○議長（塩釜俊朗君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 御質問にお答えをいたします。

リサイクル家電の海上輸送料につきましては、全国の離島をはじめ、鹿児島県は特に離島が多く、他の自治体においても同様の課題を抱えていると思います。

海上輸送の補助事業としましては、一般財団法人家電製品協会が公募をして行う運搬費の一部助成事業というものがあるようであります。この事業を行うには、毎年離島対策事業計画というものを策定をし申請をする必要があるようございまして、条件としては、町内の家電リサイクルを取り扱う事業所に毎月実績を提出していただくなど、これはもう事業者の協力が不可欠であるとのことございまして、ちなみに、2024年度はすでに全国で21の自治体に事業決定をしているということございまして、本町におきましても、地元の業者に協力を求めて御理解が頂ければ、事業に応募し、離島の抱える海上輸送料の課題解決に取り組んでいけるのではないかとこのように考えております。

補助の交付要件等、詳細について必要があれば担当課長から説明をさせます。

○議長（塩釜俊朗君） 暮らし保健課長、外園幸喜君。

○暮らし保健課長（外園幸喜君） 今、先ほど町長のほうから答弁がありました、離島対策事業協力の海上輸送費用補助要件の概要といたしましては、一般財団法人家電製品協会が定めております幾つかの要件がございます。

本町が公募に申請する際に必要な要件といたしましては、離島振興地域であることと、あと家電リサイクル品を製造業者が指定する指定取引所まで輸送を手配し、再商品化等の実施者に引き渡す事業者があること、また事業が決定された場合は、家電リサイクルの実績を先ほど答弁もありましたとおり、役場のほうに提出をしていただくことに対して、御理解御協力を頂ける事業者があることということが実施するための大まかな条件でございまして、これを踏まえた上で離島対策事業計画を策定いたしまして、家電協会に申請をして、第三者委員会が協議内定をした上で、そこで事業が実施できるということになっているところでございます。

以上です。

○議長（塩釜俊朗君） 福島照男君。

○4番（福島照男君） ありがとうございます。新しい事業のめどが見えつつあるなどというふうに思っています。幸いにも本町においては、前年度から省エネ家電の購入促進事業も行っております。町内事業者に限るという限定でありますので、リサイクルについても、そういう業者と業務提携をしながらやれるのかなという可能性は非常に高いなと思っておりますので、ぜひこれを所管課に指示していただいて、リサイクル海上移送費が実現するような取組をぜひお願いしたいなというふうに思っています。それについては広く町民にもお知らせをするということで、ぜひ、企画課長、広報の一部にこういう取組が実現できたら広報でも知らせるように、ぜひ要望をいたします。一つ新しいニュースができれば、非常にありがたいなと思っております。これで2番目の質問を終わらせていただきます。

3番目です。3番目の質問に入らせていただきます。3番目の質問は、特産品開発センターの件であります。

現在、従来の特産品開発センターが、馬毛島の防衛省の買収で移転せざるを得ないということで、新しい特産品開発センターを旧南高跡地に作る予定というふうな動きで聞いております。

そこで、これは移設になるのか新設になるのかはよく私も表現が分からないのですが、できることは間違いないということで、この特産品開発センターは、私は非常に大きな役割と意義があるなというふうに捉えております。

1番は、従来のやり方でやっても意味がないので、せっかく新しく作るので、機能、役割、それから運用計画等について、もう少し突っ込んだ、町民が利用しやすいような施設にできたらなと思っております。まず最初に、今想定している施設の概要、併せて必要予算等まで分かれば、概要と必要予算までの説明をいただければと思います。

○議長（塩釜俊朗君） 総合農政課長、山田直樹君。

○総合農政課長（山田直樹君） 福島議員の御質問にお答えをいたします。

これから年内までに基本設計と実施設計を完了させる予定ですので、予算のほうは実施設計ができてからということになるかと思っております。基本的には施設の内容としましては、更衣室、原料搬入室、洗浄室、加工室、冷蔵冷凍保管室、出荷準備室、ボイラー室などを想定しております。

○議長（塩釜俊朗君） 福島照男君。

○4番（福島照男君） 午前中の同僚質問の中で町長も答弁しておりましたが、急速冷凍機の活用も当然ここで出てくるのかなというふうに思っていますので、いろんな

活用方法がここで期待できるのかなと思っております、これから実施設計は年内ということですのでもう少し時間があります。いろんな各種団体の意見も聞きながら実施設計に入るほうがいいのかと思うんですが、例えば、町内の婦人部であったりとか、商工会の特産部会であったりとか、ここら辺の意見も参考として聞きながら、実施設計に入る前の段階での概要作りというのも必要かなと思っておりますが、ここら辺は所管課としてはどういうふうに捉えておりますか。

○議長（塩釜俊朗君） 総合農政課長、山田直樹君。

○総合農政課長（山田直樹君） これから基本設計と実施設計を業者と打ち合わせ等をしてしながら行っているわけですが、もちろん利用者の意見を聞きながら、そういったところは進めていきたいと考えております。

○議長（塩釜俊朗君） 福島照男君。

○4番（福島照男君） 一回作るとなかなか設計変更も難しいし経費もかかりますから、万全の準備をしながら、町民が使いやすい、そして運用しやすいような施設概要を構築していくことが大事かなと思っております。

そこで2番目の質問に入るのですが、町民が手軽に利用でき、トンミー市場での販売促進につながる活用策についてということで質問書を出しております。せっかくトンミー市場に近接しているわけですから、センターで作ったものを製品化してトンミー市場に納入して買っていただくと、トンミー市場の稼働率も上がりますし、特産センターの稼働率も上がると。加えて町民の売上げが伸びて所得向上にも直結をする。まして100%の地産地消ということで、いいことづくめかなというふうに前向きに捉えておるんです。

そこで、簡易な設備から専門的な設備を備えて、町民の利用促進を図ることが最重要と考えますが、このセンターの運用計画、まだ実施設計まで入っていないということですが、どういう運用を考えているのか、概要でもいいですので分かる範囲でお答えいただけますか。

○議長（塩釜俊朗君） 総合農政課長、山田直樹君。

○総合農政課長（山田直樹君） 御質問にお答えをいたします。

あくまで公の施設ということで、試作や実用化までの取組支援ができる環境づくりに進めたいと考えております。販売につきましては、販売者自らが営業許可の取得やハサップに沿った衛生管理計画の実施が必要となるため、その支援も併せて行ってまいりたいと考えております。

○議長（塩釜俊朗君） 福島照男君。

○4番（福島照男君） 最後の3番目の質問に入るんですけども、ここは試作品づくりから特産品開発販売までの手引き助成について、あえて手引きという言葉を入れ

させていただいているのですが、なかなかこれまで町長もおっしゃっているように、町民独自での特産開発がなかなか進まないという状況もあって、企業・業者とも提携をしながらやっているんだという報告をいつも受けているわけです。それはそれで非常に有効的かなと思っているのですが、本町には本町内に独自の食材がたくさんあります。なかなか町民独自では発想が足らなかつたり、技術的に足りなかつたりという部分もあるのかなと思っておりまして、せっかく新しいセンターをつくるわけですから、従来の発想にこだわらずに捉われずに、例えば県からそういう技術者に要請をするとか、専門的な地域おこし協力隊の配属を行うとかするのも一つの一策かなと思ったりします。あとそういうのを開発しながら、試作品を作りながら、当然経費もかかるわけで、これがある程度の商品化が見えそうであれば、せっかく新しいところに特産品開発センターを作るわけですから、制度面で資金的な町としても助成ができないのか、特産品開発が1つか2つできれば非常に有効的でありますし、ふるさと納税にもなりますし、町長の極楽湯販売もできますし、いろいろな展開が見えてきます。開発助成として、そういう機能もこの開発センターを設置に併せて、制度設計、助成金の構築等も検討しても私は価値あるのかなと思っているのです。

そこら辺を従来にない特産品開発の運用計画の中で作られてはどうかと思うのですが、ここは町長、ちょっと意見聞かせいただけますか。

○議長（塩釜俊朗君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） この特産品開発については、これまでも議員からも御質問をいろいろお受けしまして、いろいろやり取りをさせていただきました。いろんな形での取組はできるということで、この飲食関係一緒になっての、南種子町独自のいえば御当地コロッケだったり御当地何とかとか、そういうものも今までお話をしてきましたが、なかなかこれが皆さんでこれに取り組もうというような形には結びついてきておりません。

ただ現在、今朝午前中の同僚議員の御質問でもありましたけれども、この瞬間凍結機を使って、いろんどこに結びつけられるかということ、皆さんで知恵を絞っていただくことが私は一番だと思っています。これを使ったらいろんな商品というか、現在個人で、この本町のたけのこについても小さく刻んだ状態で、それをゆがいて乾燥して、そして瞬間凍結にかけて、今、商品を作っている方も1名おります。それは試作だと思いますけれども、そういう形でいろんな商品化されて、それを外に出すことができないものかということで、一生懸命頑張っている方もおられますので、今後、その方は特定有人国境補助金の雇用機会拡充事業とかいろんな補助がありますので、それを使っているような設備も入れている方もおります。ですか



ら、今計画をしておりますのは、現在の特産品開発センターについては、大体大きな利活用というのは味噌を作ったり、そういうことだと思います。

しかしながら、私どもの町でも麦味噌を作ったりした方が、そういうしっかりした商品を作られて、それを今協定を結んでおります極楽湯さんのほうで、それを使ったレストランでの食事メニューも出されているわけでありまして、今4月からは11月末まで全国9か所でそれを毎日やっていただいていますから、当初の計画より今3倍ほどの事業実績が出てきておりますから、なんとかそういうところにも結びつけられるようなものがないかなということは、私も考えております。

今後、現在の特産品開発センターでの指導をされる方の人材の育成とか、いろいろな課題があるようでありますので、そこは担当課のほうでもいろいろ現在、皆さんで協議をされたりしておりますから、なんとかいい方向に進められるよう。そしてまた本町のほうで、そういう商品化がいろんな産物が進められて、そして本町にあるような設備も使って、また必要なものについては私どもも設備をしっかりと整備をしていかないとはいけませんし、そういう必要な支援策については、しっかりと考えていかなければならない、そのように考えております。

○議長（塩釜俊朗君） 福島照男君。

○4番（福島照男君） ありがとうございます。町長から前向きな答弁を頂いて非常に心強く思います。担当課長に伺います。町長がやろうというのに担当課長が、いや、後ろ向きでは非常に困るわけですが、いやと言わんと思いたしますが、前向きありますという答弁をいただければ助かるんですが、課長、いかがですか。

○議長（塩釜俊朗君） 総合農政課長、山田直樹君。

○総合農政課長（山田直樹君） 御質問にお答えをいたします。

私のほうも、ぜひやる気のある特産品製造、それから開発、そういうやりたい方、ぜひやろうという方、そういった方の意見を本当に聞きながら施設整備を進めてまいりたいと思います。そういった方に今後支援もできるように、行政としても一生懸命頑張りたいと思います。

○議長（塩釜俊朗君） 福島照男君。

○4番（福島照男君） ありがとうございました。課長からも前向きに力強い言葉を頂きましたので、町長必ず実現しますよ。一緒に頑張って特産品開発に取り組みたいです。と思いますので、よろしくお願いします。

これで私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（塩釜俊朗君） これで、福島照男君の質問を終わります。

一般質問を続けます。

次に、平嶋 強君。

[平島 強君登壇]

○3番（平島 強君） 議長の許可を頂きましたので、一般質問をいたします。

本町では、以前は各地区に商店があり日常の買物には支障がありませんでしたが、閉店となり不便を感じている高齢者が多いと思われまます。

そこで、独居高齢者サポート対策について一般質問をいたします。

昨今、団塊の世代が後期高齢者の時代です。朝のごみ出しにも行けない、もちろん買物、病院、車を持っていない高齢者は、子どもまたは友人に頼むと、それなりにお礼をしなければなりません。西之表だと1日かかります。年金生活の高齢者にとっては大変な出費です。

そこで、タクシー会社と業務提携していただいて、チケットの配布はいかがでしょうか。社会福祉協議会では、毎週火曜日に買物だけ8人乗りのワゴン車で運行をしているそうです。行政でも、金融機関、病院、役場などへ運行してはいかがでしょうか。町長にお聞きいたします。よろしく申し上げます。

○議長（塩釜俊朗君） 町長、小園裕康君。

[小園裕康町長登壇]

○町長（小園裕康君） 平島議員の御質問にお答えをいたします。

午前中も少し関連の質問もございましたけれども、高齢者のごみ出しにつきましてはこれまでもいろいろ御質問もあつたところでありまして、まずは町内8地区に地域支え合い協議会を設置し、それぞれの地域の実情に応じて公民館の皆様を中心にごみ出しの支援をしているところでございます。町の包括支援センターにまずは御相談をしていただくこと、そしてまた、地域の公民館長さんへ御相談をいただければというふうに思っております。

その中で、買物や病院等の移動手段につきましては、これまでの一般質問でも答弁をしてきているところでありますけれども、町のコミュニティバスを無料券または100円にて運行しておりますので、まずはこれを御利用いただきたいと思っておりますけれども、これは現在のこのコミュニティバスについて、バスも更新をいたしまして、この高校のバスや、これの空いた時間にこのバスの活用をいたしておりますけれども、非常に大きなバスでございまして、利便性を高めるために、これまで昨年からは小さい型のやつで利用しやすい、そういうものも検討してまいりました。そして、いろんな事業者にもお話を伺ったところでありますけれども、現在やはり働き方改革の関係やなかなか運転手が確保できない、そして人材が足りない、そういう問題も出てきているところでございます。併せて、ここについては、どのような形が今後、この高齢者対策としても、最もよろしいのか必要なのか、そこについては、今後十分に調査研究をしなければならないというふうに、現状としてはそのような

状況であります。

加えて申しますと、ある地区においては、このタクシーのチケットと申しますか、私どものような地域通貨を使って、もともとの割引額をそれを使って割引をするとか、そういう制度をスタートさせているところもあるようでありますので、どのような方法が私どもの町に一番適しているのか、そこについては、現在調査もしているところでありまして、今後しっかりとそこについては研究したいというふうに思っております。

○議長（塩釜俊朗君） 平島 強君。

○3番（平島 強君） 町長の答弁、よく理解できましたけど、ぜひ行政で窓口というか担当係をつくっていただいて、それに例えば町内には何人自分たちで車を持っていない、娘、親戚もいないとか等を把握していただいて、ぜひそういう係をつくって運行していただきたいと思っております。ありがとうございます。

○議長（塩釜俊朗君） 答弁はいりませんか。

○3番（平島 強君） 町長、答弁よろしく申し上げます。

○議長（塩釜俊朗君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 2番目のこのタクシー会社との業務協定をしてチケットの配付、ここまで御質問はもう合わせてされたんですか。

○議長（塩釜俊朗君） 平島 強君。

○3番（平島 強君） 実は私は神奈川でアルバイトでタクシーに乗っていたんですけど、横浜、川崎、東京とは1年間50枚初乗りメーターの分を配布をしていました。それは全額、東京と横浜市、川崎市の負担でございます。全額というまでもなく、例えば折半とか金額に応じて配布する考えはございませんでしょうか。

○議長（塩釜俊朗君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 先ほどもこの考え方については申し上げましたけれども、町で直接運行をするとか、いろいろ民業との調整のいろいろな課題もありますので、ここはちょっとどうかなというふうに思いますが、このタクシー会社とのチケットの配布につきましては、先ほどの質問で答弁いたしましたけれども、これまでの一般質問でもお答えをしておりますように、子どもから高齢者までの移動手段といたしまして、これまで歴代の町長さん方もそうですけれども、総合的に判断をして現在のコミュニティバスの運行に至っているということでもありますので、まずはこのことについては御理解をいただきたいと思っておりますが、先ほど午前中も申し上げましたけれども、寝たきりの方の移動支援とか、そういう施設が私どものところにはありませんので、ここも含めて今後の課題であるということはしっかりと認識をして、どういうことができるのかというのは調査研究が必要でありますから、部内に

においてしっかりそこは協議をしてまいりたいというふうに思います。

東京や関東辺りでそういう取組をしているところはありますけれども、なかなか離島、過疎地において、果たしてそれが簡単にいくかということ、そこは非常にハードルの高いところもございまして、私どももこのバスの協議会がありまして、その中でいろいろなことを今、皆さん関係者が集まっていたいで協議をしております。先ほど申し上げましたとおり、運転手の問題やら働き方改革の問題が今、本当に種子島全島だけの問題ではなくて、県下全てにおいてこの影響が出てきておりますので、それをどのように今後クリアをして、形として私どもの町に合ったものができるかということを皆さんで今考えているところでありますので、そこについては、議員がおっしゃられることについては、私どももしっかりと認識をし、そのようにしっかり受け止めさせていただきますので、答弁についてはこのようなことでまずは御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（塩釜俊朗君） 平島 強君。

○3番（平島 強君） 町長の答弁、よく理解できましたけれども、これから検討していただけてよろしくをお願いします。

次、2番に移りたいと思います。空き家対策について。

地権者と相談していただいて、ゲストハウスや集落寄合場としての活動はいかがでしょうか。私の集落、里では15世帯ありまして、8軒が空き家です。地区公民館とも相談しましたが、行政と相談してくださいとのこと。まだ十分に住める空き家もございまして。ぜひ行政のほうで検討していただけないでしょうか。町長よろしくをお願いします。

○議長（塩釜俊朗君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 平島議員の御質問にお答えをいたします。

空き家住宅の利活用につきましては、これはあくまでも個人の財産であるため、所有者の意思が非常に重要であると考えております。空き家調査については令和元年度に各集落館長さんを通じて調査を行っておりまして、それ以降、町政連絡員会議を通じて集落内の空き家の情報提供を各集落館長に依頼をしてくれているところもございまして。令和元年度の調査結果においては、空き家住宅についてはお盆や正月などの帰省時に家族や親戚が集う場所として確保しておきたいという御意見、また親が住んでいた住居を他の家に貸したくないといった理由で空き家住宅を貸すことを拒まれる方が多数いるということが分かっております。

個人の財産については法律上様々な種類があり、所有権、使用权、収益権、処分権、相続権などの法律上の権利によって管理保護されておるところでありまして、行政が主体となってこれらを調査することは非常に難しいことをまずは御理解をい

ただきたいと思います。

この調査の結果で、空き家を私ども利活用させていただけるところについては、令和2年、3年、4年、3か年間にわたって空き家改修のこの国の補助を使ってそれはしっかりと実施をさせていただきました。現在先ほどのような理由でなかなかその後についてはこの空き家を活用しにくいところが残っているんだというふうに思いますので、ここについては再度またいろいろな聞き取りをさせていただきたいというふうに思います。

議員が提案をされておりますゲストハウスや集落の寄合場所についてであります。ゲストハウスについて宿泊施設の一形態であることから、これは民間事業者において取り組むべきものであると考えますし、なかなか行政でこういう形態が非常に難しいと思います。

また集落の寄合場所につきましては、集落公民館の利用をはじめ、各地区公民館に地域支え合い推進員を配置をさせていただきまして、サロン活動や体操教室など集いの場、交流の場として提供しておりますので、こちらのほうを利用いただければどうかというふうな考えを持っておりますので、御理解いただきたいと思います。

また空き家情報につきましては、近隣住民や親戚など、地域住民の皆さんのほうが把握をしていることも多いと思いますので、空き家住宅の活用について所有者やその御家族に情報提供をいただき、今後もさらに町への相談を進めていただければ、私どももそれについては取り組んでいけると思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

なお、相談を頂いた所有者等に対しましては、今後の空き家活用意向調査や空き家バンク制度など、空き家住宅の有効活用についての情報提供を行うとともに、移住定住促進事業補助金制度による空き家改修や家財処分費用に係る補助制度の情報提供など、きめ細かい情報発信を行いながら空き家の住宅の活用解消にしっかりと取り組んでまいりたいと思います。

○議長（塩釜俊朗君） 平島 強君。

○3番（平島 強君） この空き家問題は、全国的に非常に難しい問題でございます。ぜひ南種子町だけしかできないようなすばらしい空き家対策をこれから研究というか、検討していただいでよろしくお願ひいたします。

次、3番に行きます。南種子町にはショッピングセンターの新設をお願いします。

南種子町には肌着、作業着を売っている商店はございません。中種子、西之表まで行かなければなりません。町民も非常に不便を痛感していると思います。商工会との兼ね合いもございましょうけど、地元の商店の方々にも出展していただいで、

名店街のショッピングセンターの新設はいかがでしょうか。町長にお聞きします。

○議長（塩釜俊朗君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 平島議員の御質問にお答えをいたします。

このショッピングセンター等の大型店舗の新設につきましては、平成29年11月21日付で株式会社サムズより、南種子町内出店計画に伴う御協力要請に関する要望書というものが本町に提出をされていることのようにありますが、その計画については現在は白紙となっているところであります。

また、平成30年7月に実施をいたしました南種子町の買物に関するアンケートの調査結果においては、品ぞろえの豊富な新しい商業施設が欲しいなどの回答も多数あったところでありまして、町民の意見としては大型商業施設の進出を望んでおられる方も多数おられるようでございます。大型店舗の出展誘致に関しましては、既存の地元商店街の売上げや存続に大きな影響を及ぼすことも考えられるなどから、現在まで町が主導で誘致を進めていくという事は行われておりませんし、今のところも行っておりません。

しかしながら、町民や一部の商工会員からは現在ショッピングセンター等の大型店舗の新設を望む声も聞かれるようになってきておりまして、以前と比べると大型店舗の誘致について状況が変化してきているのではないかと、そのような事実がございます。前向きな検討を進めていく必要もあるのかなというふうに感じているところであります。

今後、ショッピングセンター等の大型店舗の進出について、要望書等が提出された場合については現在、商工会の三役当たりにも話は通っておりますけれども、そういう声が多いということが、今後商工会や上中本通り会などと連携をしながら、十分な協議を行い、またまずはそこと連携が図られるようなことが一番重要であろうと思いますので、そういう計画、地域社会との協力を図っていかなければならないと考えているところでありまして、現状としてはそのような状況でございます。

○議長（塩釜俊朗君） 平島 強君。

○3番（平島 強君） ぜひ南種子町にこのショッピングセンターを町民の声をお聞きいただいて、新設のほうをよろしく願いをいたします。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（塩釜俊朗君） これで、平島強君の質問を終わります。

ここで2時10分まで休憩をいたします。

---

休憩 午後 2時00分

再開 午後 2時08分

○議長（塩釜俊朗君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、野首久教君。

[野首久教君登壇]

○2番（野首久教君） 先月5月27日に鹿児島市で開催された鹿児島県宇宙開発促進協議会総会において、種子島宇宙センターで予定されている打上げ号機はH3の3、4、5号機とH-IIAの49、50号機の計5機と報告されています。ちなみにH-IIAは50号機で終了となる見込みとなっているようです。

5月29日、30日の両日には、新型機関ロケットH3-3号機の打上げ手順を確認する極低温点検が実施され、結果は良好だったと発表されました。そのH3-3号機は地球観測衛星第4号（ALOS-4）を乗せて6月30日12時6分42秒に打上げが予定されております。前回の2号機に続けと、その打上げ成功を心より願っているところであります。

今回は1点目、ロケット輸送経路の道路整備について、2点目、観光地に向かう道路の草刈り作業について、3点目、南種子町町民歌の普及についての3点について、一般質問を行います。

まず1点目の、ロケット輸送経路の道路整備についてですが、冒頭に申し上げましたように鹿児島県宇宙開発促進協議会総会において2024年度の種子島宇宙センターでの打上げ予定数は5機と報告されております。今後ますます打上げ回数が増えてくることが予想されます。そこで島間港から種子島宇宙センターまでのロケットの輸送経路について、ロケットの輸送車両と緊急車両とが遭遇した場合の対応について質問いたします。緊急車両、消防車、救急車等の出動は言うまでもなく一刻一秒を争う緊急事態であります。その緊急事態発生時に緊急車両が南種子分遣所を出発して、島間地区の田尾集落、仲ノ町集落、西海地区の牛野集落に最短距離、最短時間で到着する経路とロケットの輸送経路は重なっております。特に島間、仲ノ町集落の古川川の周辺一帯は、ひとたび火災が発生したら大惨事は免れない、まさしく密集市街地とも呼べるような南種子町でも代表的な密集した住宅地となっております。

町長にお伺いいたします。島間港と種子島宇宙センターまでのロケットの輸送時に、緊急車両が遭遇した場合の対策はとられているのでしょうか。

○議長（塩釜俊朗君） 町長、小園裕康君。

[小園裕康町長登壇]

○町長（小園裕康君） それでは、野首議員の御質問にお答えをいたします。

ロケット輸送時の安全対策及び緊急時対応につきましては、三菱重工業株式会社等が策定をする輸送計画書に基づき、実施をいたしております。輸送計画ではロケット輸送の時間帯やルートがあらかじめ綿密に決められており、連携体制として警察や消防などの緊急サービス機関と連携をしながら輸送時に緊急事態が発生した場合の対策が協議されております。ロケット輸送中は警察による交通規制が行われるなど、緊急車両が通過しやすい環境が整えられており、必要に応じて交差点や主要なポイントでの交通誘導が行われ、緊急車両が迅速に移動できるよう配慮がされているところでございます。

また、緊急対応手順として、輸送隊と警察や消防などの緊急サービス機関、役場、公立種子島病院、熊毛支庁との間において連絡体制が確保されております。緊急車両が通過する場合は輸送を一時停止して、緊急車両の通過を優先にさせるなどの対応がとられているところでございます。このような対策により、ロケット輸送中に緊急車両と遭遇した場合においても安全かつ迅速に対応できる体制が現状においても整っているところでございます。

○議長（塩釜俊朗君） 野首久教君。

○2番（野首久教君） 関係各位において、輸送計画書により対応されている胸が確認されました。緊急車両の件につきましては、これで質問を終わります。

ロケットの輸送時に緊急事態が発生した場合、緊急車両がスムーズに通行できるよう、またロケットの輸送が安全でかつ安心してそのミッションが遂行できるよう、3車線道路への拡幅工事、もしくは退避エリアの確保等早急な対策が必要であると考えます。

関連しますので、次の質問に移らせていただきます。国道58号上中・島間線歩道未整備区間についてですが、この区間もロケットの輸送経路に含まれている場所です。上中・島間線の一部区間に約1.1キロメートルの歩道が工事未着手状態となっております。場所的には地点標のナンバー101から103の間になります。この区間の道路には農道からの出入りも多くあり、通行量の多い国道に出るときには見通しが悪いため特に危険を伴っております。歩道の整備工事を早急に進めていただき、歩道の全線開通による交通事故防止として危険要素の排除を進めていただきたいと思います。

町長にお伺いいたします。国道58号上中・島間線歩道未整備区間の整備区画はどう進められているのでしょうか。分かっている範囲で説明いただければと思います。

○議長（塩釜俊朗君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 御質問にお答えをいたします。

国道58号における歩道未整備区間につきましては、平成25年に島間地区公民館よ



り要望を受け、これまで島間港から上中までの国道3車線化について県に要望を続けてきていた経緯がございますが、一向に進展がなく、この日本の宇宙開発における重要な輸送任務を担う国道、県道の基盤整備促進に関する要望といたしまして、私就任をいたしましてからこの要望書を庁内でまとめさせていただきました。

令和2年6月から11月にかけて、県知事には行政懇話会が毎年行われますので、その中においてもこの要望を続けてまいりました。また同年11月に森山裕衆議院議員をはじめ国土交通大臣、文部科学大臣、内閣府の特命担当大臣の3大臣に要望書を提出をしてきたところでもあります。

しかしながら、なかなかこの要望を続けながらも実際には鹿児島県がこれは着手するわけでありませうけれども、前に進まないという状況でありましたが、何とか令和4年にこれが前向きに、現在のこの歩道の未整備区間を先に整備をするということによって御回答を頂いたところでもあります。

このような事項を踏まえて令和4年からは県、町、JAXA関係機関と実務者協議を複数回実施し、意見聴取をし、この事業計画などの検討を進め、そしてまた県にもこういうものをお伝えしてきたところでもあります。

今年3月に熊本支庁建設部長より道路構造令に基づき3車線化は現状では難しいが、まず緊急車両が離合可能となる計画で横峯の未改良区間より進めていくとの説明を受けたところでありまして、引き続きロケットの輸送道路として全体的な整備計画についても実現に向けて検討を進めていただくよう要望をしてみなければならぬと、そのように思っているところでもあります。

先に今、御回答をいただいたのはその未整備の区間でありますから、ただし非常に動きが遅うございまして、今後この要望についてはしっかりとまだ継続をしていかなければなかなか簡単に整備が進むものではないということを感じているところであります。

○議長（塩釜俊朗君） 野首久教君。

○2番（野首久教君） ありがとうございます。令和4年度からその工事についていろいろ準備が進められていることが理解できましたので、続いての質問に移らせていただきます。

観光地に向かう道路の草刈り作業についてですが、新たな観光名所の発掘や観光施設の整備はなかなか簡単ではないとの認識は持っていますが、観光客にとっては観光地に向かう道路も観光の一部と捉えられ、観光客に与えるイメージはとても大事なことだと思います。

そこで来島した観光客へのイメージアップにつながることを期待して、道路の環境整備について質問をいたします。

南種子町には種子島の中でも数多くの観光地が存在いたします。西之表港から南種子町の観光地に向かう道路の雑草が伸び放題になっている様子が見られます。このことは観光客への第一印象としては決して良いイメージは与えないと思います。先日も鹿児島からの帰島の際、西之表市から中種子町、そして南種子町へと車を走らせて帰ってきたわけですが、相変わらず西之表市、中種子町の道路脇の草は伸びたままでした。長谷十文字を過ぎるとその様子はちょっと変わってきました。南種子町に入ると草刈りをした直後ではないにしろ、以前草刈りや剪定をしたことが見て取れる状況でした。暑い中、寒い中にも草刈り、清掃を計画的に実施しているまちづくり公社の努力に頭が下がる思いをしたところであります。

私は、観光客へのイメージアップの戦略として西之表市、中種子町、南種子町の1市2町が連携して足並みをそろえ、鹿児島からの海の玄関口である西之表港から、屋久島からの海の玄関口である島間港までの国道58号を同時期に草刈り作業等の道路整備をしていただきたいと思います。

町長にお伺いいたします。国道58号西之表市から南種子町の道路整備、草刈り作業について1市2町による連携はなされているのでしょうか。

○議長（塩釜俊朗君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 野首議員の御質問にお答えをいたします。

率直に申しますと、これはなかなか連携は図られておりません。国道58号につきましては県の管理道路となります。県では権限移譲プログラムに基づきまして、住民に身近な事務は可能な限り住民に身近な市町村において処理することが望ましいとの基本的な考えのもと、地域の実情に応じて各自治体のそれぞれのニーズに合った権限移譲をこれまで進めてきております。

私どもはこの南種子町だけですけれども、現在県から権限移譲を受けておりますので、自分たちでこの管理をやっているところでありますが、令和6年4月時点の県管理道路権限移譲実施状況は19市町村あるようでありまして、移譲率で大体44.2%でありまして、市町村における行政サービスの均衡を図るためにも県は効果的・効率的な道路管理が可能となるよう、引き続き権限移譲を推進する必要があると考えているということではありますが、なかなかこれもその後は進んでいないようであります。

本町においては、平成25年度から町内全区間の県管理道路4路線、約52.4キロの権限移譲を受け、国道・県道の道路等の伐採事業委託、これを3工区に分けて年2回業者へ発注する部分、そしてまたまちづくり公社において自らがそこをいろいろな調整をしながら、全ての町内をしっかりと対応してきております。

また、本町の玄関口である長谷十文字から上中十文字を経由し、荃永宮瀬橋まで

の区間については、今申しましたようにまちづくり公社へ業務依頼をしまして、町のイベントやロケット打上げに合わせて随時対応しておりますので、ほかの市、町よりはここは行き届いた対応ができると思います。

現時点で西之表市中種子町は権限移譲は受けていないことから、熊毛支庁建設課が建設業者へ年間管理委託を行っておりますけれども、大体およそ年2回ということで、お盆前と年末の時期だそうではありますが、実際にずっと私も見てきておりますけれども、これはやっているところ、年2回確実にやればいいんですけども、年1回のところもあるようであります。

そういう草払いの実施状況でありまして、1市2町で連携を図ることは現状としては非常に難しい状況だなど思っております。私もいろいろところで観光客やいろいろな方から、もうやっぱり種子島は1つでありますので、そういう意味ではしっかりここをなんとか皆さんが気持ちよく受け入れられるような、そういう環境づくりができるかということは伺っておりますので、わざわざ長谷以降の中田とか坂道なんかもすごい状態でありますので、わざわざ私も写真を撮って県議にも全部渡しております。その後ちょこっと草払いが行われたりした実績はありますけれども、もうすぐすごいススキロードとか呼ばれていますが、そういう状態であります。

なので、このことについては西之表中種子町の市長、町長にも会議の折には申し上げておまして、やはり権限移譲を受けて、また1つの雇用の場にもなるので、そういうことをやったほうがいいんじゃないかということは私も申し上げてきております。しかし、これが進展したい状況の中から本町の地域課題として、熊毛地域、熊毛支庁との行政懇話会というものがありますけれども、これは町の課題について協議をする場でもありますけれども、全島でやはり考えていただきたいということでこの熊毛地域行政懇話会、そしてまた県との離島行政懇談会がありますが、ここにおいても国道58号の環境整備についてということで定義をさせていただいておりますが、なかなかそのように進まないというのが現状でありまして、これ以上何度も何度も、私もほかの市町のことを私が声をずっと上げ続けるというのも、なかなかこれはもう非常に難しいところがありまして、今までにそういうことは申し上げておりますが、まずは私どもは自分の町でしっかりとやっぱり行き届くような形の整備をやっていくということをしていきたい。今後も必要とそういう部分があれば、熊毛一体となった行政懇話会当たりで、やっぱり西之表中種子の市長町長にも、やっぱりこの権限移譲についてやったほうがいいんじゃないかという、そういうことは話はしていきたいと、そのように考えております。

○議長（塩釜俊朗君） 野首久教君。

○2番（野首久教君） 町長も写真も撮ったりして、しかるべきところには説明もして

いるという努力も伺えてうれしく思うところであります。

しかしながら、観光地につきましては種子島は1つというようなところもありますので、ぜひ引き続き、行政懇話会等ですつこくでもこのことについては、種子島全島のイメージアップにつながるということで、しつこくお話をさせていただければと思います。

それでは、次の質問に入ります。

南種子町には数多くの観光地が存在します。その路線の草刈りについての質問ですが、町長にお伺いいたします。南種子町内各路線の草刈り作業はどのように計画されているのでしょうか。各地区への路線の草刈りについては町民も自分の地区の道路はいつ草刈りをするのだろうかと気にかけていることだと思います。年間の計画が立てられているのであれば、併せて説明をお願いいたします。

○議長（塩釜俊朗君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 御質問にお答えをいたします。

町の管理道路の維持管理、路肩の除草や伐採でありますけれども、令和2年度よりまちづくり公社との業務協定に基づき、道路維持班が実施をしております。町道につきましては延長約182キロありますけれども、主要な幹線道路は年2回、その他町道は年1回実施し、昨年度の除草実績は134キロとなりました。また併せて国道移譲を受けているものについては業者発注をしたり、そこを組み合わせている状況でございます。

また、地域道路の環境美化を推進をするために、一部町道や農道の除草活動を実施いたします公民館等について、本町では道路ふれあい愛護活動報奨金交付事業というものを実施をしております。これは公民館の皆様方に御理解御協力をいただいで、地域道路の環境保全とボランティア活動の支援を行っていただいておりますが、今年度は25団体、町道56路線で農道20路線、延長64キロを年1回から3回実施する計画であるところであります。これはまた公民館等においては非常にやはり高齢化が進んでいることと、会員も少しずつ減少している状況もありますので、この道路ふれあい愛護活動をやっていただいで、一つの財源としても報奨金を交付する仕組みになってきているかなというふうに思いますけれども、今後さらにここについてはいろいろ検討をしていかないといけないというふうに思っております。

まちづくり公社による除草作業につきましては、前年度の同月を参考にしながら、イベントの開催やロケット打上げ、農繁期等を考慮して各路線の作業を実施しておりますが、住民からの要望や台風通過後の対応なども緊急に入る業務が多くございます。その都度計画を見直し作業を進めている状況もありまして、場合によっては緊急要望業務と合わせて行うケースもありますので、計画をしっかりとお示しをし

て、そのとおりに計画どおりに進むということは少し厳しいのではないかと考えているところでもあります。非常に住民の皆様方からのいろいろな御要望もありますが、そこについてはまちづくり公社については理事長、副町長が理事長でございますので、そこはしっかりと町のほうともそういう状況勘案をしながら対応をしているところでございますので、御理解を頂きたいと思います。

○議長（塩釜俊朗君） 野首久教君。

○2番（野首久教君） ありがとうございます。道路の草刈りについては非常に目につく場所です。一番元気なのは草じゃないかと思うぐらい、今草刈りをしても次から次に草は生えてくるという状況です。私も農業もやっておりますので、十分雑草については理解をしておりますが、これもやっぱり年間の計画の中で定期的なものもよく考慮されて、計画的にやっていけばいくらか改善されるのかなと思いますので、よろしく願いいたします。

これはお願いベースになりますけれども、南種子町は各地区にそれぞれ観光地が存在し、それぞれ重要と認識しておりますけれども、特に南種子町を代表する観光地である鉄砲伝来の地、門倉岬線、ロケット基地の種子島宇宙センター線、そして海の玄関口である島間港線については、観光客へのイメージアップにつながると思いますので、適正管理に努めていただきたいと思います。

最後の質問に入らせていただきます。

南種子町町民歌の普及についてですが、南種子町町民歌については前回の議会においても関連する質問がありましたが、私は以前から南種子町町民歌が町主催の主要な式典、例えば成人式、ふるさと祭等において、町民歌斉唱では参加した町民の中でも一部の参加しか歌っておらず、ほとんどの町民に歌われていないということに疑問を持っておりました。式典の時に町民歌が流れますが、町民歌を歌う機会がほとんどない町民を含め、出郷者も町民歌を歌うことはほとんどないのではないかと感じております。

今回は南種子町にはすばらしい町民歌がありながら、町民に十分に浸透されていないと感じる町民歌が町民に親しまれる町民歌の普及につながることを期待し質問を行います。

町長にお伺いいたします。南種子町町民歌は昭和37年9月に制定されておりますが、南種子町町民歌はどんな位置づけになっているのでしょうか。

○議長（塩釜俊朗君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 野首議員の御質問にお答えをいたします。

南種子町町民歌は南種子町の歴史や文化、自然の美しさを反映しており、町民の連帯感や誇りを育む役割を果たし、町の象徴として重要な位置づけを持っていると

考えております。現在の状況、今後の取組については担当課長から答弁させます。

○議長（塩釜俊朗君） 企画課長、木田美幸君。

○企画課長（木田美幸君） 町民歌につきましては、現在ふるさと祭や成人式など、町の公式行事やイベントで演奏しておりますが、議員御指摘のとおり町民が町民歌を歌う機会は限定をされているというふうに感じております。町民歌は町長の答弁のとおり南種子町の歴史や文化、自然の美しさを反映しており、町民の連帯感や誇りを育む役割を果たし、町の象徴として重要な位置づけを持っていると考えております。これまで町民歌の普及につきましては、町のホームページの掲載やYouTube配信を行い、啓発を行っておりますが、今後さらに町民や出郷者の方に広く普及をさせるために、町の広報紙への掲載やホームページへの楽譜の公開、LINE公式アカウントによる配信などを行い、町民や出郷者の方が町民歌に自然に親しめる環境を整えていきたいというふうに考えております。

○議長（塩釜俊朗君） 野首久教君。

○2番（野首久教君） 位置づけが確認されました。非常に町民歌が持っている、そういう歴史文化等のことがそういう位置づけにされていることは非常に大事なことだと改めて感じることであります。

学校の校歌はその学校を卒業した卒業生であれば誰でも口ずさみ、時には大きな声を出して歌い、小学校、中学校、高等学校、それぞれの学生時代を振り返ることもあることと思います。私は町民歌も誰もが口ずさみ、時には声を出して歌えるような愛唱歌になってほしいと思っております。今そうになっていないのは、私たちの小学校、中学校時代に南種子町民歌を歌うことがなかったからだと思います。

教育長にお伺いいたします。今現在、南種子町町民歌は小・中学校で教えられているのでしょうか。

○議長（塩釜俊朗君） 教育長、菊永俊郎君。

○教育長（菊永俊郎君） 野首議員の御質問にお答えいたします。

南種子町民歌においては、現在、町民大運動会、ふるさと祭、二十歳の集い、生涯学習大会などで活用されておりますが、今のところ学校では積極的には歌われていないのが現状であります。学校教育活動で扱う歌や合奏、合唱は音楽を中心として学習することになっており、文部科学省の学習指導要領では児童生徒の発達や技能習熟に応じて歌が選定されております。郷土の民謡や町民歌を取り扱う場合でも、学習指導要領の範疇であるかを学校の教材選定委員会でも協議して、町に承認を得て扱うことになっております。

しかしながら、町民歌は良い歌と認識をしているわけですがけれども、音階が2オクターブあること、それからまた細切れな音符がたくさんついていること、高音で

の4拍伸ばしの歌唱など、小学校の低中学年には少し難しさがあるということも専門家の先生から指摘されているところです。

しかしながら、町民歌には伝統や文化を感じさせるものがあり、独特のリズムの良さ、また盛り上がる曲奏。そして歌詞にはふるさとの描写や思いが込められているなどすばらしいものがありますので、音楽授業以外の学級活動や行事などで、早い時期から町民歌に親しませることは意義があることではないかなと考えております。

ですから、教育委員会としましても学校行事などで、学校と協議して推奨していただけるように啓発をしていきたいというふうに考えております。

○議長（塩釜俊朗君） 野首久教君。

○2番（野首久教君） 教育長の学校にも啓発をしていくというような言葉が、非常にうれしく思っております。日本の基礎自治体である市町村が制定する歌の総称を市町村歌と言うそうです。

その市町村歌についてインターネットで調べてみたら、極端な例ではありますが横浜市民は横浜市歌をなぜ歌えるのかとの問いに、横浜市立の小学校に通うと校歌と一緒に横浜市歌を習い、入学式や卒業式をはじめ各種式典のようなもので歌うからだとありました。またなぜ横浜市民は市歌を歌えるのかとの動画もあり、その中で横浜市立のある小学校の校長先生は朝の時間に習う習慣があり、朝だけでも月に20回朝の時間が週2回あるので1か月で30回以上歌いますねと話しておりました。この動画の日付は2023年6月6日となっていましたので、ちょうど1年前の話です。

私は、各小学校の児童及び中学校の生徒が集う南種子町の音楽発表会の折に、南種子町町民歌を全員で歌う機会を設定することを提案いたします。発表会の曲はそれこそ練習の成果が十分に発揮できるよう、たくさん練習もすることでしょう。ですが南種子町町民歌については、それと同等に練習してほしいとは全く考えておりません。ただ声に出して元気よく歌えるようになりさえすれば十分だと考えております。それを毎年行うことによって、自然に頭の中に記憶され身についていくものと思っております。また音楽発表会をきっかけに、各学校でも町民歌について取り組んでいただければ、その効果は倍増すると思います。

音楽発表会で歌った元気な声の小中学生の歌を録音し、出郷者が集う各エリアの南種子会の参加者に聞かせれば、出郷者には感慨深いものになると思います。また南種子中学校の吹奏楽部は、県内のコンクールにて優秀な成績を受賞している実力のある吹奏楽部です。その吹奏楽部に南種子町町民歌を演奏してもらい、その音源を利用して役場電話対応の保留音や正午を知らせるメロディーとして防災無線で流

すなどの活用をすれば、町民への浸透も深まっていくものと思います。

教育長にお伺いいたします。音楽発表会に南種子町民歌を斉唱することは可能でしょうか。

○議長（塩釜俊朗君） 教育長、菊永俊郎君。

○教育長（菊永俊郎君） 音楽発表会で扱う歌は、学校の授業で練習したものを発表するというようになっており、働き方改革の上で新たな時間とかそういうものを作るといって時間がそんなにたくさんないのが現状でありまして、音楽発表会の目的としては小中学校の児童生徒が音楽の授業で習う歌をお互いに発表し合い、音楽に関する意識を高め一層の音楽教育の振興を図ることを目的としているわけです。

音楽発表会の演目にも種子島の民謡「ようかい」を披露する学校もございます。これは授業で取り扱っているわけです。発表会に限らず古くから地域に伝わる伝統芸能などに触れる機会を持つことは、地域愛や地域の誇りを育む上で有意義なことと考えております。発表会では各学校2つの演目を披露する限定がありまして、日頃から発表会に向けて練習をしておりますし、町民歌を発表会で歌うとなるとさらに練習時間の確保といったことも出てくるわけではありますが、各学校との協議も必要となってくると思います。音楽の授業は歌唱教材に加えて鑑賞教材といったようなことも取り扱えるようになっており、授業時数も決まっていますので、町民歌については総合的な学習の時間や郷土を学ぶ学習、音楽発表会の時間に取り扱うことが可能か検討してまいりたいと思います。

ちなみに、横浜市歌はだいぶ前にできたわけですがけれども、昭和の初期頃から学校で歌われてきましたが、ト長調で高音が多く、楽譜の付点がややこしく、伴奏が難しいということから普及が進んでいませんでした。それで昭和30年代40年代頃にどうしても横浜市民歌を普及させたいということで、普及専門委員会を立ち上げて、この横浜市歌の編曲を数回にわたって音楽の専門家がなさってきました。そして歌いやすくして現在、なじみのある歌いやすい音階のある程度みんなが歌えるところまでアレンジして様々な場で市民に愛用されているとのことでもあります。

ですから、南種子町民歌はこの前の横浜市歌ほど難しいものでもなく、少し高いですが練習をさせると慣れてくることもありますので、教育委員会としましても、この町民歌のリズムや曲奏の良さ、歌詞のすばらしさを踏まえて、学校と協議してできる範囲で前向きに検討していきたいというふうに考えているところです。

以上です。

○議長（塩釜俊朗君） 野首久教君。

○2番（野首久教君） ありがとうございます。教育長の前向きな発言が出ましたのでうれしく思うところであります。



それと音楽発表会の目的は理解をいたしました。ですが申し上げましたように、ちょっと努力はしてほしいなと思います。音楽発表会に参加した将来の南種子町を支える児童生徒の全員が、希望あふれる南種子と元気よく斉唱する姿を想像すると、頼もしささえ覚えます。今年令和6年度の音楽発表会では、ぜひそんな光景が現実のものとなることを期待し、私の一般質問を終わります。

○議長（塩釜俊朗君） これで、野首久教君の質問を終わります。  
以上で一般質問を終わります。

---

## 散 会

○議長（塩釜俊朗君） これで、本日の議事日程は全部終了しました。  
次の本会議は、6月14日午前10時に開きます。  
本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

---

散 会 午後 2時46分

# 令和6年第2回南種子町議会定例会

第 2 日

令和6年6月14日

令和6年第2回南種子町議会定例会会議録  
令和6年6月14日（金曜日） 午前10時開議

1. 議事日程（第2号）

- 日程第1 報告第2号 令和5年度南種子町繰越明許費繰越計算書
- 日程第2 議案第31号 南種子町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例制定  
について
- 日程第3 閉会中の継続調査の申し出
- 日程第4 議員派遣
- 追加日程第1 発言取消し申し出
- 閉会の宣告

2. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり

3. 出席議員（10名）

1番	川内田 行 博 君	2番	野 首 久 教 君
3番	平 畠 強 君	4番	福 島 照 男 君
5番	名 越 多喜子 さん	6番	柳 田 博 君
7番	大 崎 照 男 君	8番	上 園 和 信 君
9番	濱 田 一 徳 君	10番	塩 釜 俊 朗 君

4. 欠席議員（0名）

5. 出席事務局職員

局 長 園 田 一 浩 君 書 記 砂 坂 英 明 君

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した当局職員の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	小 園 裕 康 君	副 町 長	小 脇 隆 則 君
教 育 長	菊 永 俊 郎 君	総務課長兼 選挙管理委員会 事務局 長	羽 生 裕 幸 君
会計管理者 兼会計課長	河 野 美 樹 さん	企 画 課 長	木 田 美 幸 君

くらし保健課長	外園 幸喜 君	福祉事務所長	鮫島 幸紀 君
税務課長	西村 一広 君	総合農政課長	山田 直樹 君
建設課長	河野 容規 君	水道課長	河野 和昭 君
保育園長	才川 いずみ さん	教育委員会管理課長兼 給食センター所長	松山 砂夫 君
教育委員会 社会教育課長	濱田 伸一 君	農業委員会 農事事務局長	羽生 幸一 君

△ 開 会 午前10時00分

---

開 議

○議長（塩釜俊朗君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元の日程表のとおりであります。

質疑については、議会会議規則及び議員申合せ事項など、ルールを厳守し、簡潔明瞭をお願いをします。執行部の答弁についても、要点を絞ってお願いをいたします。議会運営に御協力をお願いをいたします。

---

日程第1 報告第2号 令和5年度南種子町繰越明許費繰越計算書

○議長（塩釜俊朗君） 日程第1、報告第2号令和5年度南種子町繰越明許費繰越計算書について、当局の説明を求めます。

総務課長、羽生裕幸君。

○総務課長（羽生裕幸君） 報告第2号令和5年度南種子町繰越明許費繰越計算書について御説明申し上げます。

令和5年度一般会計予算繰越明許費の繰越額が確定しましたので、御報告申し上げます。

今回の繰越明許費は28件の事業についてでありまして、翌年度繰越額の総額は5億6,004万214円となります。財源内訳については、お目通しをお願いします。

なお、今回報告する事業については、令和5年度一般会計補正予算（第9号）から（第12号）までの計4回の予算審議において議会へ説明し、議決を頂いたものになりますので、詳細な説明は省略させていただきます。

以上で報告を終わります。

○議長（塩釜俊朗君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

4番、福島照男君。

○4番（福島照男君） 10番の教育費についてお尋ねをします。

荃南小校舎の建設実施設計事業というのが繰越しされているんですが、前回までの質問の中では、まだ実施設計に入っていないので建設予定地が決まっていないという答弁を頂いておりまして、ここでは実施設計業務というのが繰越明許で入っていますので、実施設計にここで入っていくのかなというふうに思っておりまして、現状の場所から移転先が決まっていたら移転先を教えてくださいの、それから現状の校舎についての跡地をどういうふうにご利用されるのか、そこだけ説明をお願いいたします。

○議長（塩釜俊朗君） 総務課長、羽生裕幸君。

○総務課長（羽生裕幸君） すみません、教育委員会のほうで答弁をお願いします。

○議長（塩釜俊朗君） 管理課長、松山砂夫君。

○教育委員会管理課長（松山砂夫君） 質問にお答えをいたします。

荃南小学校の建設の関係でございます。

場所については、現在の小学校敷地に旧荃南中学校の敷地を合わせた形で計画を予定しているところでございます。

現在の敷地の跡地利用ですけれども、現在、同じくグラウンドとプール建設で利用をしていく予定にしております。

ちなみに、実施設計のほうは発注は終わっております。

以上です。

○議長（塩釜俊朗君） 4番、福島照男君。

○4番（福島照男君） これまでは実施設計が決まっていないということで、質問の先ができませんでした。たしか、現状の荃南小の跡地、海拔四、五メートルぐらいかなと推測しているんですが、南海トラフが想定される中で、現状の敷地で本当に大丈夫なのかという懸念は残るのかなと思っているんですが、そこら辺の捉え方について、教育委員会としてはどういうふうに捉えているのか、見解を聞かせていただけますか。

○議長（塩釜俊朗君） 管理課長、松山砂夫君。

○教育委員会管理課長（松山砂夫君） お答えをいたします。

南海トラフ時の関係でございますけれども、現在、防災マップも、もう作成をしております。それでいくと、影響はないということで一応示されてはおりますので、現状の場所での建設ということで考えております。

以上です。

○議長（塩釜俊朗君） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗君） 質疑を終わります。

これで報告第2号を終わります。

---

## 日程第2 議案第31号 南種子町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例制定について

○議長（塩釜俊朗君） 日程第2、議案第31号南種子町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。

福祉事務所長、鮫島幸紀君。

○福祉事務所長（鮫島幸紀君） 議案第31号について御説明いたします。

議案第31号は、南種子町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例制定についてでありまして、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

今回の改正は、住民税課税世帯、非課税世帯にかかわらず、町内全ての18歳以下の子どもについて、町内の医療機関等における保険給付に係る一部負担金について、医療機関等での窓口負担の無償化を行うため、所要の改正を行うものです。

なお、今回の制度改正に係る県の対応については、町長からも行政報告がなされたところですが、ここでも少し説明させていただきたいと思っております。

鹿児島県の18歳以下の子どもが対象となる医療費助成事業は、子ども医療費助成事業、重度心身障害者医療費助成事業、ひとり親家庭医療費助成事業の3つがありまして、本町においては、これまで県の指導に基づきまして、非課税世帯の子どもについては子ども医療費助成制度において現物給付方式——窓口負担の無償化で、それから課税世帯の子どもについては、重度の障害を有する子ども及びひとり親の家庭の子どもについては、それぞれ重度心身障害者医療費助成制度、それから、ひとり親家庭医療費助成制度において、その他の課税世帯の子どもについては、子ども医療費助成制度において償還払い方式——窓口で一度、一部負担金を支払った後に、こちらから補助金を後ほどお返しするという形の方式で、全ての子どもに対して医療費の全額の補助、助成を行ってきております。

これに対して県の補助金としては、子ども医療費の非課税世帯及び重度心身障害者、ひとり親家庭医療のほうは一部負担金、全額の2分の1、子ども医療費の課税世帯の子どもについては、未就学児のみ、月額3,000円を超えた部分の医療費の2分の1が補助されております。子ども医療での課税世帯の未就学児の3,000円以下の医療費分、それから小学生以上の医療費については、町のほうの予算で補助を行っているということになります。

現在、鹿児島県のほうは、子ども医療費助成事業において課税世帯の未就学児までを現物給付化するというところで準備を行っておりまして、本町は、県のこの制度改正方針、それから今、国が進めているこども政策のほうの趣旨を鑑みて、いち早く町内の医療機関等において現物給付化をするということで、今回の子ども医療費助成制度の改正を行うとしたところです。

この改正に伴いまして、重度心身障害者医療制度、それからひとり親家庭医療費制度の償還払い方式よりも子ども医療費助成制度のほうの方が、対象となる子どもにとってより有利な制度ということになるものですから、県のほうも、これまで町の独自の拡充部分を含めて、利用者にとって、より利便性の高い制度で助成を行うよう

にという指導もありましたことから、両制度の対象となる子どもについても子ども医療費制度のほうで助成を行うこととして、そうした場合について、県のほうに重度心身障害者医療費助成制度補助金、それから、ひとり親家庭医療費助成制度補助金の取扱いの確認を行ったところですが、各対象者にどの制度を適用するかは各市町村の判断であり、県は利用した制度での補助を行うのみであるということで、重度心身障害者医療費助成制度、それから、ひとり親家庭医療費助成制度の県補助金は受けられないということでありました。

しかし、町としては、町内の子どもが安心して医療を受けられる制度を早期に実現するため、また、町内の子どもを障害の有無やひとり親などの世帯状況により差別をすることはできないという考え方から、これまでの県負担部分を町が負担することとして、今回の改正を行うとしたところです。長くなりました、すみません。

それでは、条例のほうの説明に入らせていただきます。新旧対照表のほうを御覧いただきたいと思います。

第2条は、これまで子ども医療費助成制度の「助成対象子ども」とされていなかった、課税世帯の重度心身障害者医療費助成制度及びひとり親家庭医療費助成制度の対象となる子どもについて、子ども医療費助成制度の対象とするなど、用語の定義について整理するものです。

第4条は、すべての助成対象子どもについて、町内の医療機関等における保険給付に係る一部負担金について、窓口負担の無償化、現物給付化を行うため、一部負担金に係る助成金を医療機関等へ支払うことができるよう改正を行うものです。

次に、条例改正の本文のほうを御覧いただきたいと思います。

附則第1項は、この条例は令和6年8月1日から施行するとするものです。

附則第2項は、改正後の規定による医療費の助成については令和6年8月1日以降の診療分とし、同日前の診療に係る医療費の助成については、なお従前の例によるとするものです。

以上で説明を終わります。御審議方よろしくお願いたします。

○議長（塩釜俊朗君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

4番、福島照男君。

○4番（福島照男君） 制度改正は非常に前向きな捉え方ですのでいいのかなというふうには思っているのですが、これ、町の持ち出し財源がどれぐらいの額になるのか、想定される額、あと財源、あと施行が8月1日からとなっているんですが、今回、これに対しての補正予算も出されていないんですが、この予算措置はどの時点で行う予定なのか、この点についての答弁を求めます。

○議長（塩釜俊朗君） 福祉事務所長、鮫島幸紀君。



○福祉事務所長（鮫島幸紀君） 昨年度の実績として、重度心身障害者医療費助成事業の県補助金としては約30万、ひとり親家庭医療費助成事業の県補助金として約60万の補助となっております。今回、8月からの実施ということで約半年分ですので、この半分程度、40万から45万程度の補助金の減が見込まれるところであります。

予算については、現状の子ども医療費助成事業のほうで対応していきまして、状況を見ながら補正での対応をしていきたいということで考えております。

以上です。

○議長（塩釜俊朗君） ほかに質疑はありませんか。

8番、上園和信君。

○8番（上園和信君） これは、南種子町内の医療機関ちゅうとこですよ。で、2つの医療機関がある、歯科も含めて3つですか、あるわけですが、診療科目のない部分ありますよね、例を言うと皮膚科。この皮膚科を受診するためには西之表とか中種子町に行って診察を受けなければなりません、これを種子島島内とか南種子町内に限定するんじゃなくして、そういうところは考えられなかったのかですね。

○議長（塩釜俊朗君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） もちろん、議員がおっしゃられるようなことが一番理想だと思います。そして、本来は、これは全国でも異次元のこども政策というものを打ち出してありまして、鹿児島県が一番遅れているわけでありまして、鹿児島県と一緒にスタートをしたときに、全県的にどこの医療機関を受けてもそうなるのが本当だというふうに私も思っております。

今回は、この島内においてもなかなかその調整ができませんので、ただ、垂水は現在、市の中で1市だけ、今、取り組んでおりますが、垂水市内の医療機関に限定してやっております、私どももこれを早急にやるということにおいては、まずは町内の医療機関でスタートするというので、今回提案をしているところであります。

県のほうとしては、県民の署名を受けて、これを検討する方向での話がこれまであったところでもありますけれども、昨日のマニフェストを聞いておりますと、やっぱり全国的に、いろんな県においての状況がいろいろ違うということから、今後、この窓口負担ゼロに向けて国へ要望するというふうになってきておりますので、そういうこともあったりいろいろしているものですから、なかなかこれ進まないのかというふうに私も思っております。

医師会のほうも一時、次の知事選の取下げもあったのは、この子ども負担のこういうそごもあるというようなこともちょっと伺っているので、こういう政策協定のそごがあるのかなというふうに私は推測しておりますけれども。

まず、8月から本町の医療機関等の部分をスタートさせまして、そしてまた、できましたら議員からお話があるように島内で、やっぱり西之表、中種子のほうも一緒に取り組めるような、そういう方向に進められればというふうに私も思っておりますので、そこについては、今回の条例改正については町内限定ということで御理解を頂きたいというふうに思います。

○議長（塩釜俊朗君） 8番、上園和信君。

○8番（上園和信君） これは、財源措置としては一般財源で措置する考えですか。

それと、種子島地区内に指定ができなかった理由ですね、どのような……。

○議長（塩釜俊朗君） 福祉事務所長、鮫島幸紀君。

○福祉事務所長（鮫島幸紀君） 町内に限定した理由ですが、種子島島内1市2町ありまして、それぞれ子ども医療費の助成事業は行っているんですが、西之表、中種子については、課税世帯については、これまで同様の償還払い方式のままということですので、種子島島内全部の医療機関という形になりますと、中種子、西之表の医療機関については、それぞれの中種子、西之表の患者さん、子どもたちも多くいる中で、南種子だけ別の制度をするということになると、医療機関のほうも制度的にちょっと難しいところもあるということも考えまして、南種子町内であれば町内の子どもが大多数ということですので、町内の医療機関、病院、歯科医院、それから薬局等をお願いをして了解をひとまず頂きましたので、今回、町内だけということを進めております。

以上です。

○議長（塩釜俊朗君） 総務課長、羽生裕幸君。

○総務課長（羽生裕幸君） 財源としましては、子ども医療費助成については、まちづくり基金も利用しながら進めていくということで、一財との組合せになると思います。

○議長（塩釜俊朗君） 9番、濱田一徳君。

○9番（濱田一徳君） 第2条の定義なんですけども、「南種子町に住所を有する者に監護されている者」という、ここを、例えばの話で申し訳ないんですけども、鹿児島から、あるいはよそから一時的にじいちゃん、ばあちゃんのところに来とったと。ここで1か月、2か月、ここにいたとして、そこで病気になって南種子町の診療を受けたと、こういう場合にも適用されるのかどうか。上の文言を見ると「南種子町の区域内に住所を有する者又は、」となっていますから、「又は」ですから、別と判断されるのかなと思うんですけども、こころ辺の検討と、それから、現在、難民問題とかそういうので、国際的ないろんな波がグローバル化の社会で押し寄せてきていますけども、例えば将来的に南種子町に外国人がどっと入ってきたと。その者

たちが医療機関を受診するときに、それもこの適用があるのかどうか、ここら辺は想定としてはどのようなものか、もし、今、回答できるのであれば、回答お願いします。

○議長（塩釜俊朗君） 福祉事務所長、鮫島幸紀君。

○福祉事務所長（鮫島幸紀君） 第2条にある、この「南種子町に住所を有する者に監護されている者」というのは、想定としては高校生等、住所を移して本土の学校等に通っている子どもたちについて、親がここにおいて、親の保険等で診療を受ける者がおりますので、そういうものについてを想定しております。

短期でこちらに来て、おじいちゃん、おばあちゃんのところに来ている子どもというのは、それぞれの住所地において子ども医療の対象となっておりますので、そういうことの想定はしていません。

また、難民等については、ちょっと今のところ想定がされていないと。すみません。

以上です。

○議長（塩釜俊朗君） 9番、濱田一徳君。

○9番（濱田一徳君） 今は想定されないことなんですけども、各県のいろんな問題が出ていますよね。例えば外国から入ってきて生活保護の受給者がいるとか、外国人に我々の税金を生活保護であげているとか、そういうのがあちこちの自治体で問題になっていると思います。将来的なことで、本当にこれはもう予想もつかないことなんですけども、将来的にはそういうことも想定して、例えば国籍条項を盛り込むとか、そういうのも必要になってくるんじゃないかなと思います。

現在の時点では、そういうのは想定されていないということでもいいと思うんですけども、将来的なことを考えた場合に、私はそういうのも必要かなと思うんですけども、町長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（塩釜俊朗君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 今回、議員のほうからも、先ほども、そしてまた今も御意見を頂きました。

ただ、8月診療分から、まず、私どものこの医療政策についてはスタートさせていただいて、これまでも2月からずっと県の担当ともやり取りをしていますが、どうもふらふらしているような感じがあります。要するに、ただいま出た問題についても、これから私どもも質疑をさせていただいて、今後そういうことの対応をどうしていくのかということは、私どもの町だけでなくしっかりと考えていきたいというふうに思います。

そして、今回のこの制度改正をするんですけれども、県のほうに、新たな財源を

それぞれの市町村が求めているということではないと思います。今現在でも、それぞれの市町村がそれぞれの対策を取って、こういう対応をしてきているわけでありますので、今回、私どもがこれをやるんですけれども、今のような財源をそのまましっかり補助をやっていただいて、その部分の2分の1を、今度は逆に町のほうでやって、それを全額負担しようということを言っているんですけれども、この町の制度に乗せてこれを選んでやるということは、この制度での補助になるということで、県は今現在やっている県の2分の1の制度の補助金を、それは適用外だということを出さんという話なんです。

なので、私としては、国が示しているこういう異次元のこども政策と言いながら、逆に今よりも後退するようなことを言っているのでおかしいということなんですけれども、ここは本日議決を頂きましたら、しっかりとこれをまたいろんなところに要望もしながら伝えて、全県的にしっかりとした制度になるように、それを働きかけはしてまいりたいというふうに思います。

以上です。

○議長（塩釜俊朗君） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗君） 討論なしと認めます。

これから議案第31号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗君） 異議なしと認めます。したがって、議案第31号南種子町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

---

### 日程第3 閉会中の継続調査の申し出

○議長（塩釜俊朗君） 日程第3、閉会中の継続調査の申し出の件を議題とします。

委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗君） 異議なしと認めます。したがって、申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

#### 日程第4 議員派遣

○議長（塩釜俊朗君） 日程第4、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。お手元に配りました議員派遣のとおり、派遣したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件は、派遣することに決定しました。

暫時休憩します。

---

休憩 午前10時25分

再開 午前10時26分

---

○議長（塩釜俊朗君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。ただいま、8番、上園和信君から発言取消しの申し出がありました。これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗君） 異議なしと認めます。発言取消しの申し出の件を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

---

#### 追加日程第1 発言取消し申し出

○議長（塩釜俊朗君） 追加日程第1、発言取消し申し出についてを議題とします。

上園和信君から、6月6日の会議における発言について、会議規則第64条の規定によって発言内容が不適切であったので、お手元に配付しました発言取消し申し出に記載した部分を取り消したいとの申し出がありました。

お諮りします。これを許可することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗君） 異議なしと認めます。したがって、上園和信君からの発言取消しの申し出については許可することに決定しました。

---

閉 会

○議長（塩釜俊朗君） 以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

会議を閉じる前に、南種子町議会基本条例を基本として、開かれた議会を目指し、議会の情報発信の一つとして本定例会から会議の録画試験配信を実施しました。町民をはじめ多くの方が視聴し、中には厳しい意見も頂いております。

町政発展はもとより、町民に信頼され期待に応えられる議会を築くためにも、一般質問をはじめ、今一度、議員一人一人が議員の使命と職責を考え、行動、発言をしていただくよう申し上げます。

会議を閉じます。令和6年第2回南種子町議会定例会を閉会します。御苦労さまでした。

---

閉 会 午前10時28分

地方自治法第123条第2項によりここに署名する。

南種子町議会議長 塩 釜 俊 朗

南種子町議会議員 名 越 多喜子

南種子町議会議員 柳 田 博